Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-11

AI技術により自動生成した人物肖像の利用による狭義の肖像権侵害

柿沼, 太一

(Citation)
神戸法學雜誌,72(1/2):85-153

(Issue Date)
2022-09-30

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/0100476940

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100476940

神戸法学雑誌第七十二巻第一・二号二〇二二年九月

AI技術により自動生成した人物肖像の利用による狭義の肖像権侵害

柿　沼　太　一

【論文要旨】

AI技術を利用した人物肖像の自動生成については、その技術が高度化し、実在の人物の肖像とほとんど区別がつかない人物肖像を自動生成できるようになっている。そのため、それらの人物生成肖像の生成・利用に関する様々なビジネス（AI技術を利用して人物肖像を自動生成できるサービスやAI自動生成肖像を販売するサービスなど）や、AI自動生成肖像の利用場面（印刷物、ウェブサイト、漫画、映像、ゲームキャラ等）が急速に拡大している。

このようなAI自動生成肖像の利用については、肖像権やパブリシティ権侵害のリスクがない、あるいは当該肖像利用についてモデルやモデルが所属するプロダクションに費用を支払う必要がないなどの利点が主張されることがある。しかし、AI技術による画像自動生成技術を利用して人物肖像を生成し、様々な場面（印刷物、ウェブサイト、漫画、映像、ゲームキャラ、商品宣伝等）で利用した際、自動生成された人物肖像が実在の人物の顔と同一又は酷似していた場合、当該実在の人物からすれば、自らの肖像を無断利用されたと考えることもあるだろう。

その場合、当該実在の人物から、AI自動生成肖像の利用により、狭義の肖像権が侵害されたとの主張がなされる可能性がある。

この点、どのような場合に狭義の肖像権が成立するかの要件については、す

でに最高裁判決が示した基準が存在している（最判平成17年11月10日（民集59巻9号2428頁、いわゆる法廷写真撮影事件））。

しかし、これら従来型の肖像権侵害事案においては「特定の人物の人物肖像が作成され、当該肖像が利用されている」ということが当然の前提となっているが、AI自動生成肖像の利用においては、人物肖像の自動生成に際して特定の人物の人物肖像のみが利用されている訳ではないため、「特定の人物の人物肖像が作成され、当該肖像が利用されている」という前提自体を欠く。

したがって、AI自動生成肖像の利用についての不法行為該当性の判断に関しては、従来最高裁が示してきた基準をそのまま適用することができず、どのような場合に権利侵害が成立するのか、侵害が生じるとした場合に誰がどのような責任を負うのかについて、現状では十分な検討がなされているとはいいがたい状況にある。

そこで、本論文では、実務的にも理論的にも興味深いテーマとして「AI技術により自動生成した人物肖像の利用による狭義の肖像権侵害」について論じた。

AI自動生成肖像の利用が狭義の肖像権侵害に該当するかについては、①　実在の人物の容ぼうと生成された人物肖像の同一性、②　実在の人物の容ぼうと生成された人物肖像の結びつき（関連性）の程度、③　利用行為の態様、④　主観的要素、⑤　元データの撮影行為の違法性、⑥　打消し表示の有無の6要件を総合的に考慮して判断すべきである。

特に「②　実在の人物の容ぼうと生成された人物肖像の結びつき（関連性）の程度」は、AI自動生成肖像特有の問題であり重要な要素であるが、データセット（DS）の内容（具体的にはDSに用いられた人物の人数）及び学習済みモデルのタイプ及び学習方法を総合的に考慮して判断することになる。

「④　主観的要素」については、特に過失の判断基準が問題となる。具体的には、DSの量が少量の場合（関連性が高い場合）、又はアダルト利用等の名誉毀損的状況で利用する場合においては、照合義務（「データセット内のデータと自動生成された人物肖像の一致度を比較照合する義務」）が行為者に課される。そ

のような照合義務が課される場合において同照合義務を果たさなければ過失が存在する。そして、DS内にAI自動生成肖像と同一肖像が含まれていれば、照合義務を果たしていれば権利侵害を防止できたはずであるから過失と権利侵害との間の因果関係も存在し、不法行為が成立することになる。逆に、そのような照合義務が課される場合であってもDS内にAI自動生成肖像と同一肖像が含まれていなければ、DSとAI自動生成肖像の照合義務を果たしても同一肖像が含まれていることを認識できない。そのような場合は、照合義務を果たしていないという過失が存する場合でも、過失と権利侵害との間に因果関係がないため不法行為は成立しない。

一方、十分な量のDSを利用しかつ非名誉毀損的な利用態様で利用する場合であれば、そもそもDSとAI自動生成肖像の照合義務が発生しないため当該照合義務を果たしていないとしても過失がなく不法行為は成立しない。

以上

目次

第1章　はじめに……89
第2章　問題の所在……91
　1　特定の人物の写真撮影並びに撮影された写真の公表・利用……93
　2　特定の人物のイラスト作成並びに作成されたイラストの公表・利用…94
　3　AI自動生成肖像の生成並びに公表・利用（その1）……95
　4　AI自動生成肖像の生成並びに公表・利用（その2）……96
第3章　AIを利用した画像自動生成の技術的基礎……97
　1　技術論……97
　2　AIによる人物肖像の自動生成及びその利用の流れ……99
第4章　AI自動生成肖像を利用する行為の狭義の肖像権侵害の判断基準… 100
　1.　検討の順番…… 100

2.　狭義の肖像権について…… 101
（1）　最判昭和44年12月24日（刑集23巻12号1625頁、
いわゆる京都府学連デモ事件）…… 101
（2）　最判平成17年11月10日（民集59巻9号2428頁、
いわゆる法廷写真撮影事件）…… 102
（3）　肖像権の具体的内容　…… 104
（4）　まとめ　…… 105
3.　一般不法行為及び肖像権侵害の成立要件について…… 106
（1）　一般不法行為の成立要件に関する学説及び最高裁判例　…… 106
（2）　人格権侵害の判断において判例が採用している判断枠組　…… 108
（3）　上記判断枠組みに従った狭義の肖像権（肖像の無断撮影・公表）に
ついての法廷写真事件最高裁判決の分析　…… 111
4.　判断要素…… 113
（1）　実在の人物の容ぼうと生成された人物肖像の同一性　…… 115
（2）　実在の人物の容ぼうと生成された人物肖像の結びつき（関連性）… 116
（3）　利用行為の態様　…… 126
（4）　侵害者の主観的要素　…… 128
（5）　元データの撮影行為の違法性　…… 133
（6）　打消し表示　…… 135
5.　結論：AI自動生成肖像の利用行為の肖像権侵害判断基準　…… 136
第7章　冒頭の各ケースの検討 …… 137
第8章　まとめ …… 138

第1章　はじめに

AI技術を利用した文章や画像・音楽等の自動生成技術及び同技術を利用したビジネスは日進月歩のスピードで進化している。

特に人物肖像の自動生成については、その技術が高度化し、実在の人物の肖像とほとんど区別がつかない人物肖像を自動生成できるようになっている。そのため、それらの人物生成肖像の生成・利用に関する様々なビジネス（AI技術を利用して人物肖像を自動生成できるサービスやAI自動生成肖像を販売するサービスなど）や、AI自動生成肖像の利用場面（印刷物、ウェブサイト、漫画、映像、ゲームキャラ等）が急速に拡大している。

A Style-Based Generator Architecture for Generative Adversarial Networks（https://arxiv.org/pdf/1812.04948.pdfより）

上記で引用した人物肖像は、一見すると実在の人物を撮影した写真のように見えるが、実際には、全てAI技術を利用して自動生成されたものであり実在の人物を撮影した写真ではない。

このようなAI自動生成肖像の利用については、肖像権やパブリシティ権侵害のリスクがない、あるいは当該肖像利用についてモデルやモデルが所属するプロ

ダクションに費用を支払う必要がないなどの利点が主張されることがある。しかし、AI技術による画像自動生成技術を利用して人物肖像を生成し、様々な場面（印刷物、ウェブサイト、漫画、映像、ゲームキャラ等）で利用した際、自動生成された人物肖像が実在の人物の顔と同一又は酷似していた場合、当該実在の人物からすれば、自らの肖像を無断利用されたと考えることもあるだろう。

その場合当該実在の人物の肖像権やパブリシティ権を侵害したことになるのか、侵害が生じるとした場合に誰がどのような責任を負うのかについて、現状では十分な検討がなされているとはいいがたい状況にある。

そこで、本論文では、実務的にも理論的にも興味深いテーマとして「AI技術により自動生成した人物肖像の利用による狭義の肖像権侵害」について論じる。

たとえば以下のようなケースである。

【ケース1】

アパレル会社X社が、インターネット上から無作為に人の顔写真を大量に（約1万人分）収集し、当該顔写真を元データとして人物肖像生成AIプログラムを制作した。そのうえで同プログラムを利用して人物肖像を自動生成して、自社製品であるアパレル商品を着用するモデルとして宣伝広告に利用した。その際には「AIを利用して自動生成したモデルです」と注意書きを付けた。利用開始してからしばらくたった頃、当該人物肖像と酷似した風貌を持つ実在の人物である藤田氏から肖像権侵害を理由に当該モデルの使用をやめて欲しいとのクレームが入った。そこで、人物肖像生成AIプログラムを生成する際に利用した元データ（約1万枚）を調査したところ、確かにSNS上で公開されていた藤田氏の顔写真数枚が元データとして用いられていた。X社の責任をどう考えるべきか。

【ケース2】

ケース1の場合において、元データを調査したところ、藤田氏の顔写真が用いられていなかった場合はどうか。

【ケース3】

X社が過去の多数の性犯罪者の顔写真を元データとして人物肖像生成AIプログラムを制作した。同プログラムを利用して人物肖像を自動生成し、その顔を「こういう顔に注意。性犯罪者はこういう顔だ！」として公表した。

そうしたところ、A氏から「自分の肖像が勝手に使われており、かつ『性犯罪者』とのレッテルが張られており名誉毀損・肖像権侵害にあたる」とのクレームがあった。調べてみると、確かに自動生成肖像の中にA氏に酷似した者が含まれていた。さらに調査を進めると、A氏は過去に性犯罪者としての逮捕・報道歴があり、その際に報道されたAさんの顔写真がAIプログラム生成の際の元データとして使用されていた。

X社の責任をどう考えるべきか。

【ケース4】

ケース3において、元データを調査したところ、A氏の顔写真は用いられていなかった場合はどうか。

これらのケースでは、人物肖像生成AIプログラムの制作の際に元データとして人の顔写真を用いている点は共通しているが、①　実在の人物に酷似した写真が自動生成された場合において、当該人物の顔写真が元データ内に用いられているか、及び当該人物の顔写真の元データの量に占める割合、②　生成された人物肖像がどのような場面で利用されているか（商品宣伝目的、名誉毀損的記事、アダルト動画等）などが異なる。

第2章　問題の所在[(1)]

一般に、人物肖像の利用行為において問題となる権利または利益は、狭義の

(1)　「AIと不法行為」というテーマでこれまで主に論じられてきたのは、AIの利用によって人の生命身体が侵害されるケース（自動運転やAIを組み込んだロボットによる事故等）であった。それらの議論においては、権利侵害が発生したこと（事故により生命身体が損なわれたこと）は当然の前提としつつ、AI技術を利用したことで、当該権利侵害について誰がどのような根拠でどのような責任を負うか、が議論されている。一方、人の肖像に関して問題となる肖像権やパブリシティ権は、いずれも人格権に由来する権利ないし利益であり、AIの問題を抜きにしても、そもそもどのような場合に権利侵害となるかが問題となるケースが多い。この点、加藤雅信は、いわゆる人格権侵害について、生命、身体、健

肖像権及びパブリシティ権であるが、本稿における検討対象は紙幅の関係上、狭義の肖像権に限定する[(2)]。

この点、AI技術を利用していない従来型の肖像権侵害の要件については、最高裁判例（最判平成17年11月10日民集59巻9号2428頁[(3)]）が存在し、権利侵害が成立するための要件がある程度明確となっているが、AI自動生成肖像の利用においては、従前の肖像権侵害における人物肖像の撮影・利用とは決定的な相

康、自由のように権利侵害が形式的に認定できれば常に損害賠償請求が認められるものと、様々な要素を総合的に考慮して権利侵害の有無が判断されるもの（氏名、肖像、プライバシー、名誉等）とがあり、前者を絶対的人格権と呼び、後者を相対的人格権と呼んでいる（加藤雅信『新民法体系Ⅴ事務管理・不当利得・不法行為（第2版）』（有斐閣、2005年）189頁）。本稿においてテーマとしている人物肖像に関する権利または利益は、この「相対的人格権」である。また、遠藤史啓「不法行為法における被侵害利益・利益の意義～肖像権を手がかりとして」日本私法学会私法78・157頁は「不法行為法において『肖像権』という問題設定をすることは、不法行為責任のレベルでは、他人の権利又は法律上保護される利益という一要件の該当性を検討する問題であって、肖像権という権利が認められたとしても、直ちに不法行為が成立するわけではない。とりわけ、肖像権という問題を不法行為責任のレベルで捉える場合、それは、肖像権であるかどうかとともに、その成否の判断において、加害行為（侵害態様・行為態様）との衡量が必要な点に特徴があると考えられる。」とする。

(2)　なお、人物肖像（顔写真）の利用行為については、顔写真の著作権者が有する著作権の権利処理の問題や、顔写真が「個人情報」（個人情報の保護に関する法律2条1項）に該当する場合の法規制のクリアの問題もあるが、この点についても本稿では検討の対象としない。

(3)　「ある者の容ぼう等をその承諾なく撮影することが不法行為法上違法となるかどうかは、被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合考慮して、被撮影者の上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきである。」「また、人は、自己の容ぼう等を撮影された写真をみだりに公表されない人格的利益も有すると解するのが相当であり、人の容ぼう等の撮影が違法と評価される場合には、その容ぼう等が撮影された写真を公表する行為は、被撮影者の上記人格的利益を侵害するものとして、違法性を有するものというべきである。」

違点がある。

最も大きな相違点は、AI技術を利用して自動生成した人物肖像の利用においては、「特定の人物の人物肖像だけでなく、大量の人物肖像を基に人物肖像が自動生成されており、特定の人物を特定の場面で撮影した肖像のみが利用されているわけではない。また、学習の対象となった元データに対象画像が入っていない場合でも、『偶然』対象画像と同じ肖像が生成される可能性がある。」という点である。

その点を明確にするために、従来型の肖像権において問題となる2つのパターン、具体的には「①　特定の人物の写真撮影並びに撮影された写真の公表・利用」及び「②　特定の人物のイラスト作成並びに作成されたイラストの公表・利用」と、本稿で検討の対象とする「③　AI自動生成肖像の生成並びに公表・利用」を比較する。

1　特定の人物の写真撮影並びに撮影された写真の公表・利用

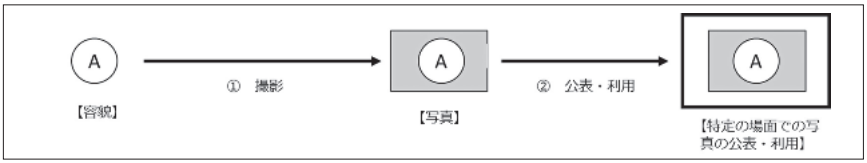

従来型の肖像権侵害が前提としている、特定の人物の写真撮影並びに撮影された写真の公表・利用である。

具体的には、現実世界に存在する実在の人物Aの容ぼうを撮影し、撮影した写真を特定の場面（たとえば雑誌の記事や商品宣伝広告等）で公表・利用する行為が行われる。

ここでは①　特定の人物の容ぼうの撮影行為と、②　その写真の公表・利用行為が行われている。

①及び②を同一主体が行う場合も別主体が行う場合もあるが、法廷写真最高裁事件においては、①（法廷内での被告人の撮影行為）及び②（同写真の写真

週刊誌への掲載行為）を同一主体が行い、かつそれぞれの行為の不法行為該当性が争点となった。

2　特定の人物のイラスト作成並びに作成されたイラストの公表・利用

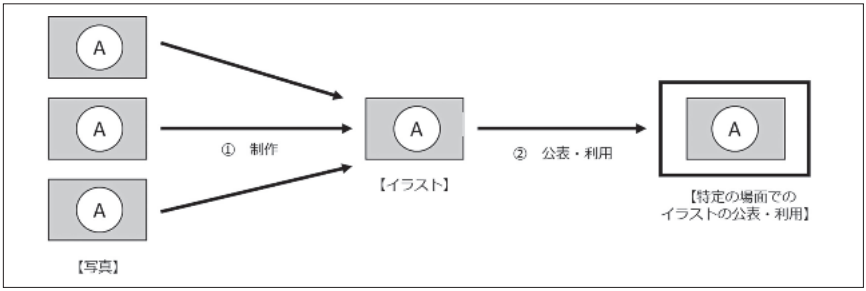

次に従来型の肖像権侵害が前提としている、特定の人物のイラスト制作および制作されたイラストの公表・利用である。

具体的には、実在の人物Aを撮影した写真を基にイラストが制作され、当該イラストを特定の場面（たとえば雑誌の記事や商品宣伝広告等）で公表・利用する行為が行われる[(4)]。

ここでは①特定の人物の写真を基にしたイラストの制作行為、及び②当該イラストの公表・利用行為が行われている。

1と同じく①②を同一主体が行う場合も別主体が行う場合もあるが、法廷写真最高裁事件においては、①②を同一主体が行い、①の行為については不法行為該当性は争点とならず、②の行為についてのみ不法行為該当性が争点となった。

(4)　実際には、写真を基にイラストを制作するケースだけではなく、実在の人物の容ぼうを直接見ながらイラストを制作するケースもあると思われるが、両者を別異に取り扱う必要性に乏しい。

3　AI自動生成肖像の生成並びに公表・利用（その1）

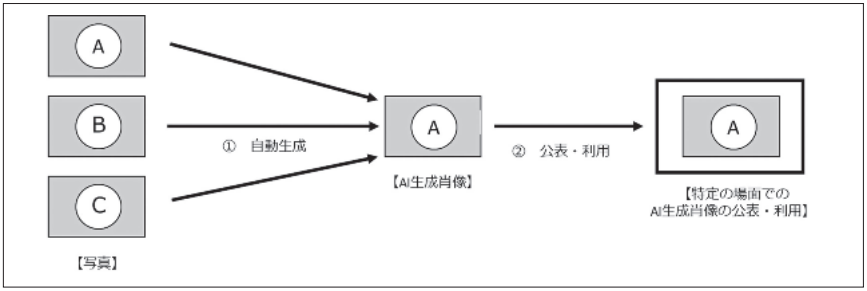

（＊なお、上記は簡略化した図であり、実際にはAI自動生成肖像権の生成において学習に利用された写真がそのまま出力されるわけではない。詳細は第3章参照。）

次に、AI自動生成肖像の生成並びに公表・利用である。

ここでは①複数の人物の写真を基にしたAI自動生成肖像の生成行為（技術的な詳細は後述する）、及び②当該AI自動生成肖像の公表・利用行為が行われている。

2と同じく、①②を同一主体が行う場合も別主体が行う場合もある。

3と、1及び2との最大の相違点は、特定の人物（A）の容貌が撮影された写真だけではなく、それ以外にもB、C、D‥‥という別の人物の容貌が撮影された写真が肖像の自動生成に利用され、結果として「偶然」Aと類似した人物肖像が自動生成されているに過ぎないという点である。

もちろん3においては、人物肖像の自動生成の過程で、一応実在の人物Aの写真を利用はしているが、同写真は、学習用データセットの中に含まれる、A以外の多数の肖像写真データ（通常は数万枚以上）と共に、学習の過程においてパラメータ化されている。

このパラメータは、学習済みモデルにおける「重み」を示す単なる数値の集合体であり、学習に用いられた学習用データセットや、学習済みデータセット内に含まれている個々の元データとは全く形式が異なる。

したがって、3においてAと同一の肖像が自動生成されたのは、「偶然」であ

り、前記の「1　特定の人物の写真撮影並びに撮影された写真の公表・利用」及び「2　特定の人物のイラスト作成並びに作成されたイラストの公表・利用」のように「肖像生成に特定の人物Aの写真のみしか利用されていない類型」とは明確に異なる。

当然のことながら、3の類型についての裁判例は存在しない。

そして、実はAI自動生成肖像の利用については、さらに明確に従来型の肖像権侵害とは異なる類型がある。

4　AI自動生成肖像の生成並びに公表・利用（その2）

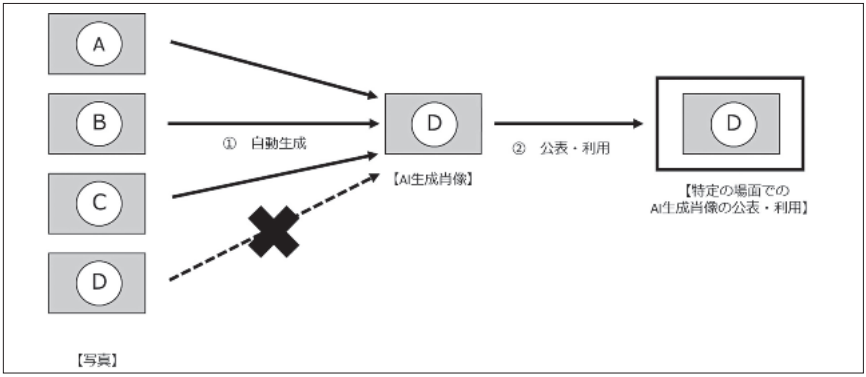

ここでは、3と同様、①複数の人物の写真を基にしたAI生成肖像の生成行為、及び②当該AI生成肖像の公表・利用行為が行われているが、3と異なり、実在の人物Dの肖像がAIにより自動生成されているものの、当該Dの写真はAIの学習及びAI生成肖像の生成には一切用いられていない。

つまり、3においては、パラメータ化されてはいるが、一応実在の人物Aの肖像写真が肖像の自動生成に利用されているのに対し、4においては、いかなる意味においても、人物肖像の生成に実在の人物Dの肖像は利用されておらず、当該DのAI生成肖像は、完全に「偶然」に生成されたことになる。

このように「ある実在の人物に類似する人物肖像が自動生成された場合にお

いて、当該実在の人物写真が生成に利用されているか」という３及び４特有の問題点は、いわば「実在の人物と、自動生成された人物肖像の結びつき（以下「関連性」という）」の問題であり、AI特有の問題であって、法廷写真事件最高裁判決を含め過去の裁判例では論点として全く現れていない。

それらの裁判例を含めた、過去の肖像権侵害の裁判例では、「特定の実在の人物の人物肖像」のみを利用することが当然の前提となっていたためである。

したがって、実在の人物と、自動生成された人物肖像の結びつき（関連性）が乏しい、あるいは関連性がないAI自動生成肖像について、同自動生成肖像の利用が、どのような要件の下で狭義の肖像権侵害に該当するかを明らかにする点に本稿の最大の意義があることになる。

第３章　AIを利用した画像自動生成の技術的基礎

1　技術論

入力されたデータや画像から何らかの疑似データを生成する機能を持つ学習済みモデルを「生成モデル」というが、生成モデルの中で近時よく利用されている技術が「敵対的生成ネットワーク」（Generative Adversarial Networks。以下、GAN）である。

GANは正解データを与えることなく特徴を学習する「教師なし学習」の一手法であり、データから特徴を学習することで、実在しないデータを生成することができる。

GANの最終的な目的は「実在しないが実在するかのようなデータ」を生成する「生成ネットワーク」（Generator）を学習により構築することにあるが、そのために「生成ネットワーク」（Generator）と「識別ネットワーク」（Discriminator）という2つのネットワークを利用する。

具体的には、「生成ネットワーク」にノイズを入力することで、実際の画像に似せた偽画像を生成し、「識別ネットワーク」が、当該生成画像が偽物か本物かを識別する。

当初は「生成ネットワーク」の生成する画像は「識別ネットワーク」により、すぐに偽物であると識別されてしまうが、「識別ネットワーク」による識別結果を踏まえて「生成ネットワーク」の生成する偽画像が「識別ネットワーク」により本物であると判定されるように、「生成ネットワーク」のパラメータを変更し、最終的には「識別ネットワーク」によっても本物と見分けのつかない偽画像を「生成ネットワーク」が生成できるようになれば「生成ネットワーク」の学習（構築）が終了する。

この、学習（構築）が終了した「生成ネットワーク」のことを学習済みモデルと呼ぶことが多い。

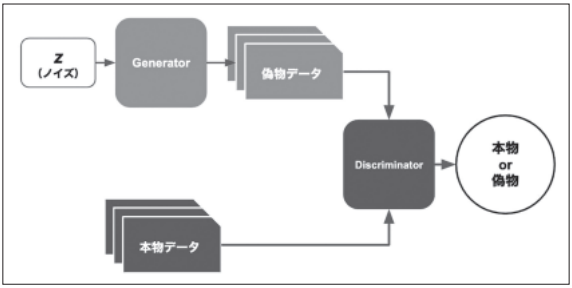

（https://ledge.ai/gan/より引用）

このGANにおける2つのネットワーク（「生成ネットワーク」及び「識別ネットワーク」の学習には大量の画像データが必要となるが、学習の成果は、学習が終了した生成ネットワーク（学習済みモデル）の中のパラメータ（大量の数値の集合）として保持されているのであって、学習済みモデルの中に、学習に用いた画像データがそのまま保存されているわけではない。

そして、学習が終了した生成ネットワーク（学習済みモデル）に画像の生成指示を行うと、識別ネットワークが見分けがつかないほど、つまり人間が見ても本物と見分けがつかないほど本物に近い画像が生成される。

ここでのポイントは、前述のように画像を自動生成する能力を持つ学習済みモデルの中に、学習に用いた画像データがそのまま保存されているわけではなく、あくまで学習に用いた画像データの特徴量のみがパラメータという形で同

モデルの中に保存されているに過ぎないという点である。

学習済みモデルの中に学習に用いた画像データがそのまま保存され、生成指示に応じて当該画像データがそのまま呼び出されるのであれば、「学習済みモデルに画像生成を指示したところ、学習に用いられた画像と同一・類似の画像が生成されたとしても、それは必然である」ということになるが、実際には学習に用いた大量の画像データの特徴量がパラメータという形に変換されて残っているにすぎないことから、「学習済みモデルに画像生成を指示したところ、学習に用いられた画像と同一・類似の画像が生成されたとしても、それは偶然である」ということになるのである。

2　AIによる人物肖像の自動生成及びその利用の流れ

AIによる人物肖像の自動生成、及び同生成肖像の利用の流れの概要は以下のとおりとなる。

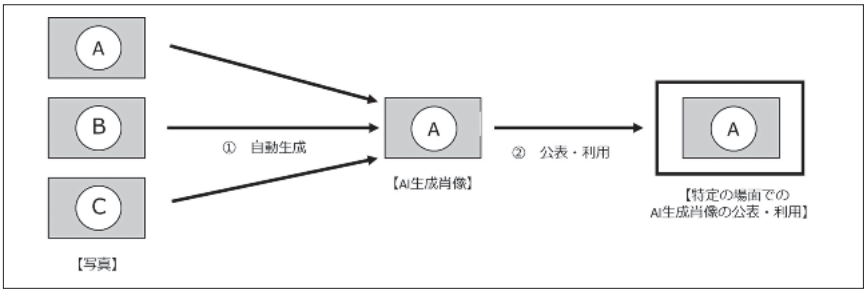

すなわち、実際の人物写真を利用してAI生成肖像を自動生成し（①）、当該自動生成肖像を特定の場面で公表・利用する（②）というものである。

①の流れをより細かく分析すると、「人物肖像データの収集及び学習用データセット（DS）作成」「DSを用いた学習済みモデルの作成（学習）」「当該学習済みモデルに対する画像の生成指示」に分解される。

これをまとめると、まず人物肖像データを収集して学習用データセット（DS）を作成し（①）、同DSを用いて、学習行為（パラメーターの更新行為等）

を行って学習済みモデルを生成する（②）、生成された学習済みモデルに、人物肖像の生成指示を行って人物肖像を生成し（③）、同人物肖像を特定の場面（例：商品広告、ゲーム等）において利用する（④）、という流れである。

図にすると以下のとおりとなる。

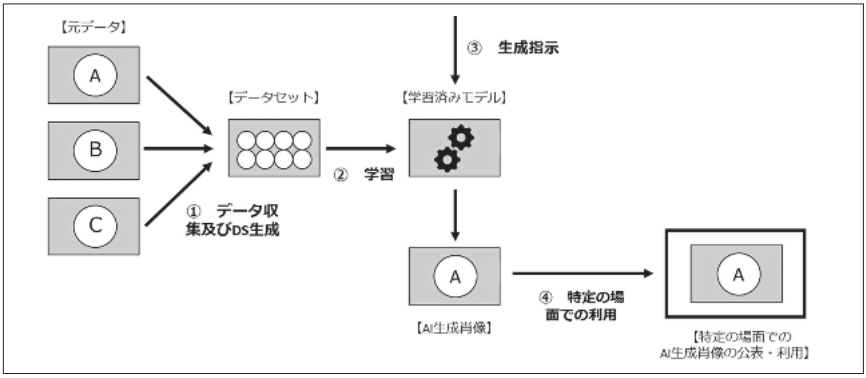

第４章　AI自動生成肖像を利用する行為の狭義の肖像権侵害の判断基準

1．検討の順番

本稿の目的は、AI自動生成肖像を利用する行為がどのような場合に狭義の肖像権侵害に該当するかについて、できるだけ明確な権利侵害要件を示すことにある。

この点、従来、狭義の肖像権侵害の要件に関しては、最判平成17年11月10日（民集59巻9号2428頁、いわゆる法廷写真撮影事件）いわゆる受忍限度論を採用し、侵害の有無を判断するための各種要素（被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等）を示し、以後の裁判例ではおおむね当該各判断要素の総合考慮の下で肖像権侵害の有無が判断されている。(5)

(5)　なお、詳細は後述するが、肖像権侵害の有無が争われたケースは「撮影・公表・利用」が同一主体により行われているケースと、「撮影・公表」と公表された肖像の「利用」が別主体により行われているケースがある。そして、「撮影・

しかし、「問題の所在」において述べたとおり、AI自動生成肖像を利用する行為については、その特殊性から、それら従来型の肖像権侵害における各判断要素をそのまま利用することができない。

そのため、以下においては、①　まず従来型の肖像権侵害についてのこれまでの議論を紹介したうえで、②　一般不法行為の成立要件に関する学説及び最高裁判例について概観し、①②を前提として、③　AI自動生成肖像を利用する行為の権利侵害要件について検討する。

ここで、②について検討する必要があるのは、AI自動生成肖像を利用する行為には、従来型の肖像権侵害に関する議論がそのまま通用しないため、そもそも不法行為の成立要件をどのように考えるかまでいわば「遡って」考え、新たな要件の要否について検討する必要があるためである。

2. 狭義の肖像権について

肖像権とは、最も広く捉えると「人の容ぼう、姿態（以下併せて「容ぼう等」という）に関する権利ないし人格的利益」を指す。

我が国ではこれを認める明文がないが、以下のように最高裁において、肖像権ないし肖像に関する人格的利益が法的保護に値するものであることは明確に認められている。[(6)(7)]

（1）　最判昭和44年12月24日（刑集23巻12号1625頁、いわゆる京都府学連デモ事件）

公表」と公表された肖像の「利用」が別主体により行われているケースにおいて、公表された肖像の「利用」についての肖像権侵害の有無については、法廷写真事件最高裁判決が示した要件がそのまま採用されているわけではない。

(6)　初期の学説においては、肖像権は必ずしも人格権に由来するものとは捉えられていなかった（遠藤・前掲注1）131頁）。

(7)　ピンク・レディー事件最高裁判決（最判平成24年2月2日民集66巻2号89頁）について、最高裁が肖像権について明確に法的権利性を認めた判決と評価する見解として、中島基至「判解」最判解民事篇平成24年度（上）55頁、中島基至「スナップ写真等と肖像権を巡る法的問題について」判タ1433号（2017）5頁。

同判例は刑事事件に関するものであるが「個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態（以下「容ぼう等」という。）を撮影されない自由を有するものというべきである。」としたうえで、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法一三条の趣旨に反し、許されないものといわなければならないと判示した。

さらに、警察官が個人の容ぼう等を撮影することが許容される判断基準として「そこで、その許容される限度について考察すると、身体の拘束を受けている被疑者の写真撮影を規定した刑訴法二一八条二項のような場合のほか、次のような場合には、撮影される本人の同意がなく、また裁判官の令状がなくても、警察官による個人の容ぼう等の撮影が許容されるものと解すべきである。すなわち、現に犯罪が行なわれもしくは行なわれたのち間がないと認められる場合であつて、しかも証拠保全の必要性および緊急性があり、かつその撮影が一般的に許容される限度をこえない相当な方法をもつて行なわれるときである。このような場合に行なわれる警察官による写真撮影は、その対象の中に、犯人の容ぼう等のほか、犯人の身辺または被写体とされた物件の近くにいたためこれを除外できない状況にある第三者である個人の容ぼう等を含むことになつても、憲法一三条、三五条に違反しないものと解すべきである。」とした。

同裁判例は、公権力との関係で「自己の容ぼう等をみだりに撮影されない自由」を認めたものであるが、併せて「これを肖像権と称するかどうかは別として」と留保を付している。

もっとも、同判例は「撮影」行為に関してのみ肖像権侵害の判断基準を示していたため、同判断基準が「撮影された肖像の公表・利用」に関する権利侵害判断にも適用されるかは不明であった。[8]

（2）　最判平成17年11月10日（民集59巻9号2428頁、いわゆる法廷写真撮影事件）

（8）　大家重夫「肖像権侵害」竹田稔ほか編『新裁判実務体系（9）名誉・プライバシー保護関係訴訟法』271頁。

上記京都府学連デモ事件判決以降の最高裁の民事事件の判例で、肖像権について明確な判示をしたものはなかったが[(9)]、民事事件において初めて肖像権について判示をした最高裁判決が、刑事法廷における被告人の写真撮影およびその公表が問題となった法廷写真撮影事件である。

同判決は「人は、みだりに自己の容ぼう等を撮影されないということについて法律上保護されるべき人格的利益を有する（最高裁昭和40年（あ）第1187号同44年12月24日大法廷判決・刑集23巻12号1625頁参照）。もっとも、人の容ぼう等の撮影が正当な取材行為等として許されるべき場合もあるのであって、ある者の容ぼう等をその承諾なく撮影することが不法行為法上違法となるかどうかは、被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合考慮して、被撮影者の上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきである。」として、人がみだりに自己の容ぼう等を撮影されないということについて法律上保護されるべき人格的利益を有することを明確にした上で、当該撮影行為が不法行為上違法となる要件について示した。

また、同時に本判決は「また、人は、自己の容ぼう等を撮影された写真をみだりに公表されない人格的利益も有すると解するのが相当であり、人の容ぼう等の撮影が違法と評価される場合には、その容ぼう等が撮影された写真を公表する行為は、被撮影者の上記人格的利益を侵害するものとして、違法性を有するものというべきである。」として、人が「自己の容ぼう等を撮影された写真をみだりに公表されない人格的利益」を有すること、及び人の容ぼう等の撮影行為が違法である場合には、当該写真の公表も違法であることについても明確に判示した。

すなわち、前述のように京都府学連デモ事件判決は、公権力による「撮影」に関する判断基準のみを示したが、法廷写真事件最高裁判決は、私人による「撮影」行為に関する判断基準に加えて、撮影された写真の「公表」に関する判断

---

(9)　太田晃詳「判解」民事篇平成17年度（下）784頁。

基準（「撮影が違法であれば公表も違法である」）を示したのである。[10]

（3）　肖像権の具体的内容

以上を踏まえて、肖像権は、具体的には以下の権利で構成されるとされている。[11]

①　自己の容ぼう等をみだりに撮影されない権利

②　撮影された写真、作成された肖像を公表されない権利

③　公表された写真、作成された肖像をみだりに利用されない権利

④　肖像を営利目的で利用されない権利

もともと、伝統的な肖像権概念は、撮影された肖像の「公表禁止権」（上記②）として構成されてきた。たとえば、ドイツの「造形美術及び写真著作物の著作権に関する法律」では、肖像は、有名人の肖像権等の例外を除き、原則として本人の同意を受けた場合に限り、これを頒布又は公に展覧することができるとされており（22条）、同22条の反対解釈として、肖像写真の撮影等、肖像の作成（上記①）については本人の権利が及ばないとされている（ただし、ドイツでも制定法の及ばない撮影自体の禁止行為については、一般的人格権により救済されている[12]）。

一方、我が国においては先ほどの２つの最高裁判決（京都府学連デモ事件判決及び法廷写真撮影事件判決）により撮影禁止権（上記①）も肖像権概念に含まれることが明確となっている。

さらに、③も肖像権の内容に含めて考えるべきである。

これは、「撮影」「公表」を行った者と、公表された写真をさらに別の態様で「利用した」者が異なる場合（たとえば、既に適法に撮影・公表されている肖像を別の者がさらに別の媒体に掲載する場合）、「撮影」行為及び「公表」行為と

（10）　ただし、「撮影が適法な場合に、公表や利用が違法になる判断基準」については判示していない。

（11）　大家重夫『肖像権（改訂新版）』（太田出版、2011年）25頁、五十嵐清『人格権法概説』（有斐閣、2003年）166頁、佃克彦『プライバシー権・肖像権の法律実務（第2版）』（弘文堂、2010年）244頁。

（12）　太田・前掲注10）781頁、五十嵐・前掲注12）163頁、同166頁、大家・前掲注12）153頁。

は別に、「撮影」「公表」された肖像の「利用」行為についても不法行為該当性が問題となることから、③を②と区別する実益があるためである。[13]

なお、④についてはいわゆるパブリシティ権と呼ばれる権利であるため、本稿では検討の対象とはしない。

(4)　まとめ

以上、狭義の肖像権が人格権に由来する利益ないし権利であり、京都府学連デモ撮影事件において初めて判例上承認され、民法上の不法行為成立（権利侵害）の要件としては法廷写真事件最高裁判決によって受忍限度論が採用され、様々な要素を総合的に考慮して権利侵害の判断が行われていること、及び肖像権の具体的内容についての従来の議論を紹介した。

もっとも、AI技術の特殊性を前提とすると、法廷写真事件最高裁判決が示した複数の判断要素をそのまま利用することができない。

AI自動生成肖像の作成・利用においては、法廷写真事件最高裁判決を含め、従来型の肖像権侵害が争われた裁判例における「特定の人物の容ぼうが撮影されて人物肖像が生成され、当該特定の人物の人物肖像が公表・利用されている」という前提自体が存在しないからである。

そこで、法廷写真事件最高裁判決が示した判断基準をそのまま踏襲するので

---

(13)　ピンクレディー事件最高裁判決は「人の氏名、肖像等（以下、併せて「肖像等」という。）は、個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、**これをみだりに利用されない権利**を有すると解される」と判示しているし（下線部筆者）、後に検討する肖像権侵害が問題となった各裁判例（①撮影②公表と、③利用行為が別主体によって行われたケース）においても、①撮影②公表行為とは別に、③利用行為についての肖像権侵害該当性の有無について検討・判断をしている。また、学説においても、肖像権概念について「撮影」「公表」に限定することなく広く「利用」についても権利に含まれていると解釈されていると思われる（太田・前掲注10）784頁）。たとえば、内田貴は「人が自己の肖像権をみだりに他人に撮影されたり**使用**されない権利（肖像権）も法的保護に値する利益である」（内田貴『民法Ⅱ（第3版）』（東京大学出版会、2011年）349頁）とする。また、大家・前掲注9）271頁は「（肖像権は）撮影拒絶権だけではなく利用拒絶権も含む」とする。

はなく、まず一般不法行為の成立要件に関する議論、さらに被侵害利益の中でも肖像権という人格権侵害が問題となった際の権利侵害の要件についての議論、それらの議論を踏まえて、肖像権侵害において法廷写真事件最高裁判決が示した各種判断要素は不法行為の成立要件としてどのように位置づけられるのかを検討する。

そのような、不法行為の成立要件まで遡った検討を行うことで、新しい類型である「AI自動生成肖像の利用行為に関する肖像権侵害の要件」をどのように考えるべきかの道しるべになると思われるためである。

3. 一般不法行為及び肖像権侵害の成立要件について

(1) 一般不法行為の成立要件に関する学説及び最高裁判例

一般不法行為の成立要件は、709条の条文からは①「故意または過失」、②「権利または法律上保護される利益」の侵害、③因果関係、④損害の発生ということになる。

しかし、判例や学説の中には、不法行為の成立要件として、法文上記載のない⑤違法性を必要とするものもあり[(14)]、そのため、権利侵害・違法性・故意過失の各要素の関係については学説上様々な見解が提唱され[(15)]、「不法行為法学の混迷」とまで評価されるようになった[(16)]。

---

(14) 前田陽一『債権各論Ⅱ不法行為法（第3版）』（弘文堂、2017年）32頁。

(15) 「権利侵害」要件を「違法性」に読み替える「違法性理論」（末川博）、「被侵害利益の種類・性質と侵害行為の態様との相関関係」から総合的に「違法性」を判断する「相関関係理論」（我妻栄）、権利侵害ないし違法性を独立した要件とせず過失（結果回避義務）の要件に一元化する「過失一元説」（平井宜雄、窪田充見）、過失と権利侵害の各要件を同じ平面で総合的に考慮する場として違法性をとらえる「違法性一元説」（前田達明）、権利侵害と故意・過失を併置する「二元説」（幾代通、森島昭夫、星野英一）など。学説の状況については、加藤・前掲注1）167頁以下、前田・前掲注15）32頁以下、山本敬三「基本権の保護と不法行為の役割」広中俊雄責任編集「民法研究第5号」（信山社、2008）80頁以下参照。

(16) 加藤・前掲注1）183頁。

一方、判例上は、①　被害者側の侵害された権利（利益）の性質や、加害者側の侵害行為の性質（態様）を衡量して違法性を中心に判断する類型と、②　①のような違法性判断を特にせずに故意・過失を中心に判断する類型とに分かれる傾向があり、①と②いずれの枠組みで判断されているかは、侵害された権利（利益）の類型により異なるとされている。[17]

学説においても、上記判例の傾向と同様、侵害された権利（利益）の類型により、違法性判断を要しない類型と要する類型とを区別する説が主張されている（加藤による「不法行為二分論」[18]）。

この説は、具体的には、不法行為における被侵害利益（被保護利益）を絶対権・絶対的利益と相対権・相対的利益とに区分し、前者については「権利侵害＋故意過失」の有無により不法行為の要件充足性を判断し、後者については、我妻の相関関係理論的な判断、すなわち「被侵害利益の種類・性質と侵害行為の態様との相関関係」から総合的に「違法性」を判断するとする立場である。

また、山本は「権利」を「支配的権利」[19]と「相関的権利」[20]に二分する。そのうえで、支配的権利における不法行為の成立要件は「権利侵害＋故意過失」で

---

(17)　前田・前掲注15）32頁。

(18)　加藤・前掲注1）180頁及び同227頁、前田・前掲注15）33頁。なお、過失一元論の立場においても、生命や身体、所有権のように権利として確立しており法的保護の必要性が高い利益の場合と、必ずしも権利として確立しておらず保護の必要性が高くない利益の場合とにおいて、過失の前提となる行為義務の内容が異なるとするなど（窪田充見『不法行為法（第2版）』（有斐閣、2020年）101頁）、過失判断か、違法性判断かの位置づけは異なるとはいえ、不法行為の成立要件充足判断において被侵害利益の性質を考慮しているといえよう。

(19)　支配権として一般的に認められている権利を意味し、その特徴は、支配を内容とするため対象の外延が明確である点にある。具体例としては、所有権などの物権的権利及び生命・身体に関する権利である（山本敬三『民法講義ノートⅣ・債権各論（下）2011』80頁、山本・前掲注16）136頁以下）。

(20)　他の権利との相関において外延が画される権利であり、契約上の地位や債券、営業権、氏名・肖像、名誉・プライバシー等がその具体例である（山本・前掲注20）81頁）。

あるとし、相関的権利においては、その外延が明確でないことから、そもそも「権利侵害」があったかどうかの確定自体が問題となる。そこでは、権利者がどこまでのことができるかということと同時に、他人（加害者）は権利者に対してどこまでのことをすることが許されるのか、すなわち加害者がなしうることの確定も同時に行わざるを得ないため、過失の判断と重なる。そのため、相関的権利においては、支配的権利のように「権利侵害＋故意過失」という二段構えではなく、両者が融合して一元的に「違法性」の有無として判断されることになるとする。[21]

加藤説、山本説いずれの説も、侵害された権利（利益）の類型によって不法行為成立の成立要件を異なるものとして捉えるという点については一致しており、基本的には同様の考え方に基づくものである。[22]

（2）　人格権侵害の判断において判例が採用している判断枠組

以上述べたように、判例上は、侵害された権利（利益）の類型により①　被害者側の侵害された権利（利益）の性質や、加害者側の侵害行為の性質（態様）を衡量して違法性を中心に判断する類型と、②　①のような違法性判断を特にせずに故意・過失を中心に判断する類型とに分かれる傾向があること、及びそれと同趣旨の学説（加藤及び山本）があることを紹介した。

本稿の論述の対象となる権利（利益）は狭義の肖像権であり、侵害された権利（利益）の類型としては「人格権に由来する権利ないし利益」に該当する。

そして、このような「人格権に由来する権利ないし利益」に関する近時の最高裁判例においては、不法行為の成立要件について、以下のような枠組で判断を行う傾向があるとされている。[23]

（21）　山本・前掲注16）136頁以下。

（22）　山本・前掲注20）80頁。

（23）　前田・前掲注15）30頁及び55頁。なお、前田・前掲注15）30頁では「3段階」ではなく「2段階」で判断する傾向がみられるとしているが、同55頁においては、判例における違法性判断の枠組みについて「いくつかの異なる類型が認められる」として各判断枠組みを紹介していることから、総合的に考えると「3段階」で判断しているのではないかと考える。

▼　第1段階

「法的に保護された利益」の侵害か否かの判断を行う。

▼　第2段階

次に、「法的に保護された利益」の侵害が認められたものについて、被侵害利益の性質に応じて判断枠組みを決定する。

▼　第3段階

最後に、第2段階で決定した判断枠組にしたがって、相関関係説的な違法性判断、すなわち被害者側の侵害された権利（利益）の性質や、加害者側の侵害行為の性質（態様）を衡量して違法性判断をする。

（ア）　第1段階

第1段階においては、問題となっている「利益」が「法的に保護された利益」か否かの判断が行われる。

第1段階の判断において、問題となっている「利益」が「法的に保護された利益」ではないことを理由に不法行為の成立を否定した判決として、①　死亡した自衛隊員の護国神社への合祀をめぐり「静謐な宗教的環境下で信仰生活を送るべき利益」は、「直ちに法的利益として認めることができない」としたもの（最大版昭和63年6月1日民集42巻5号277頁）、②　NHKの政見放送で差別用語を試用した言動が削除されたことについて、品位を損なう言動を禁止した公職選挙法150条の2の「規定に違反する言動がそのまま放送される利益」は、「法的に保護された利益とはいえ」ないとしたものがある（最判平成2年4月17日民集44巻3号547頁）。

（イ）　第2段階

第2段階においては、被侵害利益の内容によって判断枠組が決定される。前田によると、具体的には以下のような内容である。[24]

---

(24)　以下の整理（ただし「カタログ型」を除く）は前田・前掲注15）55頁による。

	判断枠組	具体例	理由
1	【違法性阻却型】 権利侵害によって原則として違法性を認めつつ、例外として、一定の定型的な要件を満たした場合に違法性が阻却される	名誉毀損（最判昭和41年6月23日民集20巻5号1118頁、最判平成16年7月15日民集58巻5号1615頁）	侵害された利益（名誉権）の権利性が高く、権利の外延も明確であることや、報道・表現の自由が委縮しないように定型的で明確な個別判断を要するため
2	【等価的比較的衡量型】 侵害された利益（「公表されない利益」）と侵害する利益ないし理由（「公表する理由」）との個別的・等価的な比較考量による	前科等に係る事実を公表されない利益（最判平成6年2月8日民集48巻2号149頁）や、これを含むプライバシー（最判平成15年3月14日民集57巻3号229頁）がメディア等で公表された場合（表現・報道型）	両者が拮抗する重要な権利ないし利益であるとともに、侵害された権利ないし利益の外延が必ずしも明確ではなく個別的な判断を要するため
3	【相関関係説型】 被侵害利益の保護法益としての強さと侵害行為の態様・程度との相関判断による	「氏名を正確に呼称される権利」（最判昭和63年2月16日民集42巻2号27頁）、「景観利益：（最判平成18年3月30日民集60巻3号948頁）	被侵害利益が比較的弱い法益であるため
4	【受忍限度型】 侵害が受忍限度を超えるかどうかによる	「自己の容ぼうを撮影されない人格的利益」「自己の容ぼう等を撮影された写真をみだりに公表されない人格的利益」「自己の容ぼうを描写したイラスト画をみだりに公表されない利益」（法廷写真事件最高裁判決）、「私生活の平穏などの人格的利益」（最判平成元年12月21日民集43巻12号2252頁）、「日照」妨害（最判昭和47年6月27日民集26巻5号1067頁）、「騒音」被害（最大判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁）	肖像権については、プライバシー侵害の場合と異なり、「容ぼう等」は秘匿性の度合いが低く、日常生活において特に承諾なく写真撮影することが社会観念上許容される正当な行為とされる場合が少なくないため[25]

(25)　なお、肖像権侵害について受忍限度論の枠組みによる判断が「基準としての明

5	【カタログ型】 権利侵害となる行為類型を具体的に列挙	「肖像等が有する顧客吸引力を排他的に利用する権利（パブリシティ権）」（ピンク・レディー事件最高裁判決）	パブリシティ権は、財産的権利を保護する権利として他の知的財産権と同様に、それ自体予測可能性の高い法概念であることが求められ、かつ、権利範囲の外延を明確にして表現行為、創作行為への委縮効果を防ぐ必要があるため、その外延はできるだけ限定され、かつ明確なものである必要があるため[26][27]
6	【相当型】 制度の趣旨目的に照らして相当性を欠くかどうかによる	訴えの提起（最判昭和63年1月26日民集42巻1号1頁）、弁護士会への懲戒請求（最判平成19年4月24日民集61巻3号1102頁）	訴えの提起や弁護士会への懲戒請求等、基本的には制度上尊重されるべき行為が問題となっているため

（ウ）　第3段階

そして第3段階においては、第2段階で決定した判断枠組にしたがって、相関関係説的な違法性判断、すなわち被害者側の侵害された権利（利益）の性質及び加害者側の侵害行為の性質（態様）を衡量して違法性判断がなされる。

(3)　上記判断枠組みに従った狭義の肖像権（肖像の無断撮影・公表）についての法廷写真事件最高裁判決の分析

上記の判断枠組みの具体例として法廷写真事件最高裁判決の分析を行う。

確性に欠けるため表現の自由との調整の法理としては妥当とは言い難い」と批判するものとして、佃・前掲注12）248頁、大家・前掲注12）100頁。さらに同様の観点から、肖像権侵害について、受忍限度論の枠組みではなくパブリシティ権侵害におけるピンク・レディー事件判決と同様、違法性が認められる要件（類型）を個別的に定義すべきとする主張として中島・前掲注8)「スナップ写真等と肖像権を巡る法的問題について」7頁。

(26)　中島・前掲注8)「判解」37頁～40頁。

(27)　久保野恵美子「判批」平成24年度重判解（ジュリ1453号）86頁。

（ア）　第1段階

狭義の肖像権（肖像の無断撮影・公表）に関しては、法廷写真事件最高裁判決が「人は、みだりに自己の容ぼう等を撮影されないということについて法律上保護されるべき人格的利益を有する（最高裁昭和40年（あ）第1187号同44年12月24日大法廷判決・刑集23巻12号1625頁参照）」と判示し、第1段階をクリアしていることを明確にしている。

（イ）　第2段階

そして、法廷写真事件最高裁判決は第2段階について受忍限度論の判断枠組みに従うことを明確にしている。

（ウ）　第3段階

そのうえで、第3段階における相関関係説的な違法性判断の判断要素として「被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等」を考慮すべしとしている。

相関関係説的な違法性判断においては、「被害者側の侵害された権利（利益）」の性質と「加害者側の侵害行為の性質（態様）」を衡量することになるが、法廷写真事件最高裁判決が挙げている要素のうち「被撮影者の社会的地位」「撮影された被撮影者の活動内容」は「被害者側の侵害された権利（利益）」に属する判断要素であり「撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性」は「加害者側の侵害行為の性質（態様）」に属する判断要素である。

そのうえで、法廷写真事件最高裁判決は、具体的あてはめとして「本件写真の撮影当時、社会の耳目を集めた本件刑事事件の被害者として拘束中の者であ」り（被撮影者の社会的地位）「本件刑事事件の手続でのXの動静を報道する目的で撮影されたものである」（撮影の目的）としながらも、「本件写真週刊誌のカメラマンは刑訴規則215条所定の裁判所の許可を受けることなく、小型カメラを法廷に持ち込み、Xの動静を隠し撮りしたというのでありその撮影の態様は相当なものとはいえない」（撮影の態様）、「Xは手錠をされ、腰縄をつけら

れた状態の容ぼう等を撮影されたものであり」（撮影された被撮影者の活動内容）、「このようなXの様子をあえて撮影することの必要性も認め難い」（撮影の必要性）、「本件写真が撮影された法廷は傍聴人に公開された場所であったとはいえ、被上告人は、被疑者として出頭し在廷していたのであり、写真撮影が予想される状況の下に任意に公衆の前に姿を現したものではない。」（撮影の場所）として、撮影行為が社会生活上受忍すべき限度を超えて、Xの人格的利益を侵害するものであり、不法行為上違法であるとの評価を免れない、とした。

なお、同事件は故意に行っていることが明白な事案なので、過失（結果回避義務等）の有無は特段判断されていない。

（エ）　本稿の立場

本稿では、実務に即した基準という観点から、AI自動生成肖像の利用行為に関し、肖像権侵害の不法行為成立要件を定立するにあたって、最高裁判例が示している上記3段階の判断枠組を利用することとする。

すなわち、肖像権については第1段階をクリアしていることを前提としたうえで、法廷写真事件最高裁判決が示した受忍限度型の枠組で検討をする（第2段階）。

そして、同枠組みの中では、相関関係説的な違法性判断、すなわち被害者側の侵害された権利（利益）の性質及び加害者側の侵害行為の性質（態様）を衡量して違法性の検討を行うこととする（第3段階）。

以上を前提に、まずAI自動生成肖像の利用の、狭義の肖像権侵害における判断要素について検討する。

4. 判断要素

AI自動生成肖像の利用における判断要素としては、肖像の無断撮影・公表行為の違法性が問題となった法廷写真事件最高裁判決が示した第3段階における各判断要素をそのまま利用することはできない。

従来型の肖像権侵害とは明確に異なる特徴を持つAI自動生成肖像の利用における不法行為該当性の判断要素を検討する際には、上記AIの特殊性を前提

としつつ、比ゆ的にいえばもう1つ上のレイヤーに上がって、これまで第4章1（3）「一般不法行為及び肖像権侵害の成立要件について」において検討してきた、一般不法行為の成立要件における相関関係説的な違法性判断、すなわち「被害者側の侵害された権利（利益）の性質」及び、「加害者側の侵害行為の性質（態様）」を衡量して違法性判断を行わなければならないことになる。

それは、具体的には、AIによる自動生成肖像の利用による不法行為該当性の判断に関して、AIの特殊性を考慮したうえで、「被害者側の侵害された権利（利益）の性質」及び「加害者側の侵害行為の性質（態様）」に由来する各判断要素を新たに定立することを意味する。

なお、「加害者側の侵害行為の性質（態様）」の判断内において、故意・過失のような主観的要素を考慮要素とすることに特に矛盾はない。過失を客観的義務違反とする通説の立場に立てば、相対的な権利侵害においては過失の判断は権利行使の相当性の判断と重なるためである[28]。また、たとえば、ノンフィクション（逆転）事件判決は、違法性を中心に不法行為の成否を判断しつつ、判旨の最後の方で被害の予見可能性を問題とする口ぶりを示しており、人格権侵害の判断要素として過失（予見可能性）を不要としているわけではないとみることができる[29]。さらに「私生活の平穏などの人格的利益」の侵害が問題となったビラ配布事件判決（最判平成元年12月21日民集43巻12号2252頁）においても「原審が適法に確定したところによると、被上告人らの氏名・住所・電話番号等を個別的に記載した本件ビラを大量に配布すれば右のような事態が発生することを上告人において予見していたか又は予見しなかったことに過失がある、というのであるから」として過失の有無を問題にしている。

以下、AI自動生成肖像の利用による肖像権侵害の成立要件に関して、「被害

（28）山本・前掲注16）136頁以下。また加藤は、人格権を生命、身体、健康、自由を対象とする「絶対的人格権」と、名誉、プライバシー、氏名、肖像等の「相対的人格権」に分類し、後者の「相対的人格権」の違法性判断においては過失が考慮されるとしている（加藤・前掲注1）218頁）。

（29）前田・前掲注15）33頁。

者側の侵害された権利（利益）の性質」及び「加害者側の侵害行為の性質（態様）」に由来するものとして考えられる各要素について検討する。

(1)　実在の人物の容ぼうと生成された人物肖像の同一性

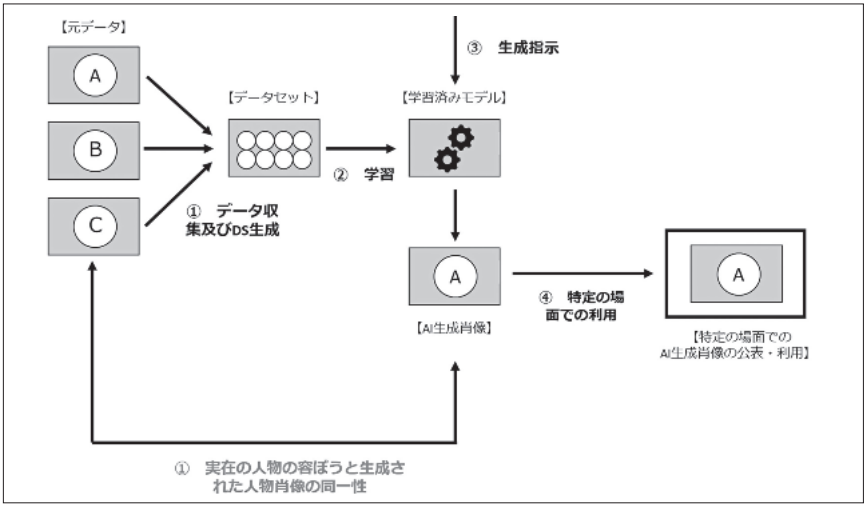

まず「被害者側の侵害された権利（利益）の性質」に属する判断要素として「実在の人物の容ぼうと生成された人物肖像の同一性」が必要となる。

前述のように狭義の肖像権は、人格権に由来する権利ないし法的な利益であるところ、実在の人物の容ぼうと、生成された人物肖像の同一性がなければ、その人格的利益が侵害されることはあり得ない。

したがって、「実在の人物の容ぼうと生成された人物肖像の同一性」は、従来型の肖像権侵害と同様、AI自動生成肖像の利用による肖像権侵害の場合においても判断要素として当然考慮すべきであり、それが存在しなければ肖像権侵害が発生しないという意味で「必須要素」であることは明らかである。(30)

(30)　著作権侵害事件においては、特定の作者の「作風」が著作物として保護の対象

(2)　実在の人物の容ぼうと生成された人物肖像の結びつき（関連性）

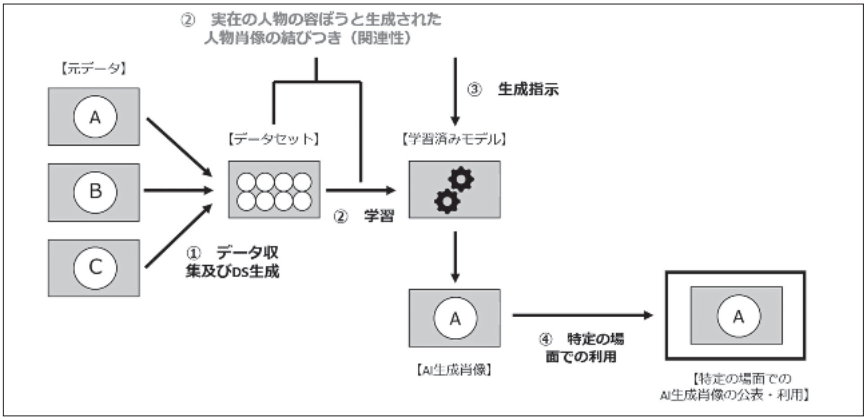

次に、AI自動生成肖像の利用における、もっとも大きな特殊性である「実在の人物と、自動生成された人物肖像の結びつき（関連性）[31]」を肖像権侵害の判断要素としてどのように考慮すべきかについて検討する。

この点は、AI自動肖像生成特有の問題であり、法廷写真事件最高裁判決を含め、過去の裁判例では論点として全く現れていない。

すなわち、AI自動生成肖像を利用する場合には、元データとなる人物は複数名存在し、かつ同写真は全てパラメータ化されており、1名の特定の人物の容ぼう等のみが利用されているという事実がない。

一方、法廷写真事件最高裁判決を含むこれまでの肖像権侵害に関する裁判例

となるか（通常はアイデアとして保護の対象とならない）という論点がある、肖像権侵害においては、肖像権が人格権である以上、「・・風」の肖像が肖像権侵害になるということはあり得ない。

(31)　なお、この「関連性」は、「当該写真に写っている人が実在のどの人物かを特定できる」という概念（同定可能性）とは異なる。同定可能性は「実在の人物の肖像が当該写真に写っていることを前提として（関連性があることを前提として）、当該写真内の人が実在のどの人物かを特定できるか」という問題であり、関連性が存在することを前提とした概念である。

ではすべて「1名の特定の人物の容ぼう等のみが利用されているという事実」が当然の前提となっている。

法廷写真事件最高裁判決は「人は、みだりに自己の容ぼう等を撮影されないということについて法律上保護されるべき人格的利益を有する」と判示しているが、この「自己の」と言えるか否かが関連性の有無の問題である。

（ア）　関連性が問題となる具体的な場面

AI自動生成肖像の利用において関連性が問題となる場面が2種類あることはすでに第2章3及び4で述べたが、[32]簡単に振り返る。

まず、自動生成されたAI生成肖像と同一人物の肖像が学習用データセットの中に入っており、一応当該実在の人物肖像が学習に利用されているというパターンである。[33]

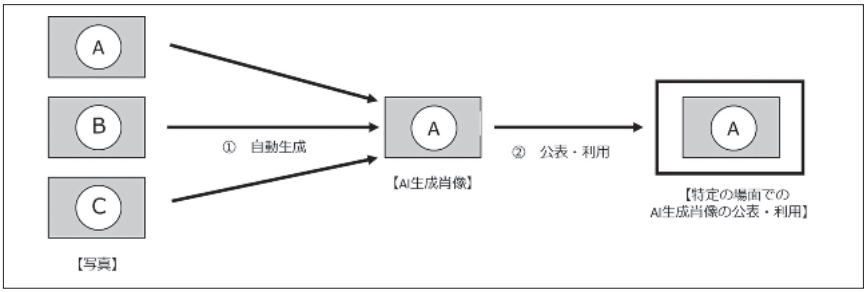

(32)　実際に実在の人物と同一・類似のAI生成肖像が生成された時に、2つのパターンのうちいずれのパターンなのかということは、元データと生成データを比較すれば容易に判定可能である。

(33)　このパターンのように見えて、実際には関連性が当然肯定されるものもある。これは、学習用データセットを構成する元データがパラメータ化されず、写真としてそのままの形式でデータベースとして保持され、「40代男性・白人」などの抽出条件の指示をすると、同データベースの中から指示された条件に当てはまるデータを抽出してそのまま表示するようなプログラムである。この場合、元データは、写真としてそのままの形式でプログラム中に保持されており、指示に従って、保持されている元データがそのまま出力されているのであって、関連性の程度は100％である。

もう1つは、実在の人物Dの肖像がAIにより自動生成されているものの、当該Dの写真はAIの学習及びAI生成肖像の生成には一切用いられていないパターンである。

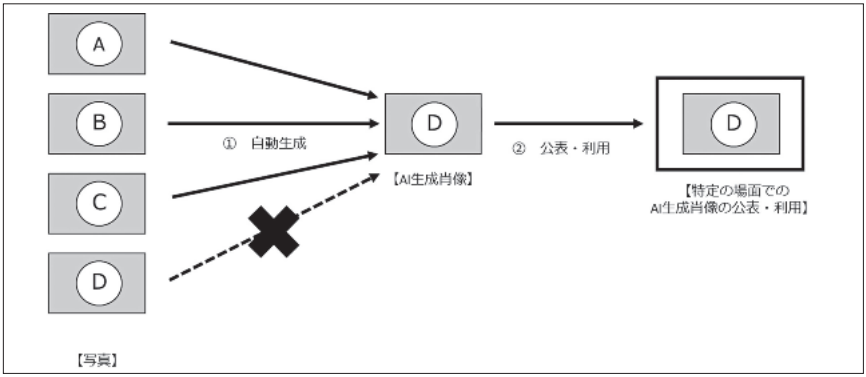

このパターンにおいては、学習用データセットの中に実在の人物Dの肖像写真が含まれていない。したがって、このパターンにおいては、いかなる意味においても、AI生成肖像の自動生成に実在の人物Dの肖像は利用されていない。

人間の例に当てはめて考えると、ある人が人物の精巧な似顔絵を描いた際、10年以上前に会っていたが会ったこと自体を忘れていた人とそっくり同じ似顔絵を描いたのが前者、いままで一度も会ったことない人と、偶然そっくり同じ似顔絵を描いたのが後者と言い換えてもよい。

（イ）　関連性の要否

では、AI自動生成肖像の利用行為が肖像権侵害に該当するかの判断要素としてそもそも「関連性」は必要か。

この「関連性」の要件は、従来型の肖像権侵害の事案においては、存在することが当然の前提とされていたため、肖像権侵害の成立要件としては特段論じられていなかった。

前述のように、肖像権は、プライバシー権及びパブリシティ権とは区別され

た、肖像に関する人格的利益であり、①　自己の容ぼう等をみだりに撮影されない権利、②　撮影された写真、作成された肖像を公表されない権利、③　撮影された写真、作成された肖像をみだりに利用されない権利で構成される。

このように、肖像権が肖像等に関する人格的利益である以上、肖像権侵害における相関関係説的な判断要素のうち「被害者側の侵害された権利（利益）の性質」に属する判断要素として「特定の人物の肖像が利用されること（関連性）」は当然に必要と解するべきである。

関連性がなければ、たとえ同一の肖像等が生成されたとしても、当該人物の人格との結びつきはなく、当該人物の人格的利益が侵害されることはないためである。

この点、法廷写真事件最高裁判決は、肖像の撮影が不法行為上違法となるかの判断要素として「被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等」を総合考慮すべきとしているが、そこで掲げられている各要素のうち特に被撮影者側の事情、具体的には「被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容」は、狭義の肖像権侵害に、関連性が必要であることを当然の前提としていると思われる。仮に関連性が要件として必要でなければ「被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容」は権利侵害の成否とは無関係だからである。

これに対して、「実在の人物の容ぼうと生成された人物肖像の同一性」の要件さえ満たせば、関連性は不要という考え方もありうると思われる。

実在の人物の容ぼうとAI自動生成肖像の「同一性」さえあれば、当該自動生成肖像を見た第三者は、当該肖像は、当該実在の人物を撮影したものであると受け取る可能性が高いため、AI自動生成肖像の利用態様（例えばアダルト動画への出演やアダルトゲームのキャラクターとしての利用）によっては、関連性がなく完全に「偶然に」作成された自動生成肖像であったとしても、当該実在の人物は自らの肖像がみだりに利用されたとして、その人格権が侵害されるとも考えうるからである。

確かに、完全に「偶然」に作成されたAI自動生成肖像であっても、実在の人

物肖像と同一・類似であれば、当該実在の人物が、自らの肖像を利用されたと感じて不快感・不安感を感じることはあろう。

しかし狭義の肖像権侵害において関連性を必要としないという立場に立つと、AI技術を利用せずに、人間が架空の人物として精巧な人物イラストを制作して利用したところ、当該イラストがたまたま特定の人物の肖像と同一・類似だった場合、肖像権侵害という不法行為が成立する可能性があることになるが、それは当該行為者の表現の自由や経済活動の自由を過度に制約するものとして不合理である。

すなわち、第4章1（3）「一般不法行為及び肖像権侵害の成立要件について」で述べたように、生命・身体のような「絶対権・絶対的利益」と異なり、肖像権侵害（人格権侵害）のような「相対権・相対的利益」の侵害については、相関関係説的な違法性判断、すなわち被害者側の侵害された権利（利益）だけではなく、加害者側の侵害行為の性質（態様）も衡量すべきである。これは、人格権侵害のような「相対権・相対的利益」においては、その権利の外延が不明確であるところ、不法行為の成立という重大な効果を認めるためには、そのような総合考慮の手法が合理的だからである。

そして、AI自動生成肖像の利用行為を不法行為として評価することは、加害者側の表現の自由や経済活動の自由を制約することを意味する以上、加害者側の侵害行為の性質（態様）の1要素である「関連性」を不要とし、被害者側の単なる主観的な不快感・不安感だけをもって権利侵害が成立するとするのはバランスを欠く。

したがって、被害者の主観的な不快感を超えて、AI自動生成肖像の利用行為が不法行為として評価されるためには、その要件の1つとして加害者側の侵害行為の性質（態様）の1要素である「関連性」が必要と解するべきである。

もちろん、これは、あくまで相関関係説的な違法性判断の1要素として関連性が必要であるということにすぎず、「関連性がなければ肖像権侵害が一切成立しない」というものではない。詳細は後述するが、関連性がない場合であっても、AI自動生成肖像の利用態様や利用者の主観的態様によっては肖像権を侵

害することはありえる。

（ウ）　関連性の程度を判断するための要素

①　「関連性」判断の難しさ

次に、「関連性」が、AI自動生成肖像の利用に関する肖像権侵害要件の1つだとして、当該「関連性」をどのように判断するかが問題となる。

「実在の人物の容ぼうと生成された人物肖像の結びつき（関連性）」といっても、AI自動生成肖像においては、その「結びつき」は0か100かで二分されるわけではなく、その間に各種バリエーションがあるためである。

たとえば、「特定の1人の人物Aに関するデータのみを多数集めたデータセットを利用して学習済みモデルを生成し、当該モデルを利用して肖像を自動生成したところ、当該Aの肖像が自動生成された場合」には、関連性は非常に強いということになる。

一方、「特定の1人の人物」ではなく「ある特定の外見上の傾向を持つグループ」の肖像を自動生成するために、そのようなグループに属する多数の者の顔写真を元データとしてデータセットを作成する場合には、必ずしも関連性が肯定されるとは限らない。たとえば、「ジャニーズグループに属している男性アイドルと同じような外見を持つ人物肖像写真を生成したい」と企図して、ジャニーズグループに属している多数のアイドルの写真を収集してデータセットとして用いるような場合（以下「ジャニーズ設例」という）や「『ザ・日本人アイドル』の肖像写真を自動生成したい」と企図して、多数の日本人アイドルの顔写真のみを収集してデータセットを作成して学習に用いるような場合（以下「アイドル設例」という）である。

②　関連性の程度の判断方法

結論から言うと、関連性の程度を判断するためには、「データセットにどのくらいばらつきのある、何人くらいの人物肖像が含まれているか（データセットの内容）」、及び「元データと類似した生成物が生成されやすい学習済みモデルのタイプ及び学習方法であるか否か」を総合的に考慮して判断すべきである。

まず、ある特定の１人の人物の肖像データのみを多数収集してデータセット（以下「DS」）を作成する場合（例：Aの肖像を自動生成することを意図してAの肖像のみを収集してDSを作成する）を考えよう。

このように、ある特定の１人の人物の肖像を自動生成する意図をもって、当該特定の人物の肖像データのみを収集してDSを作成し、それを用いて学習をした場合、当該学習済みモデルは、当該特定の人物肖像の特徴（「らしさ」）を非常に的確に再現する能力を持つツールとなる。

すなわち、そのような方法により作成されたDSを用いて学習がなされて学習済みモデルが生成された場合、同学習済みモデルには「当該特定の人物の肖像らしさ（元データの特徴）を再現できる能力」（再現能力[34]）があり、この再現能力は、元データに偏りがある、すなわち元データが一定の共通特徴を有していればいるほど高くなる。

したがって、ある特定の１名の人物の肖像を自動生成する意図をもって、当該特定の人物の肖像データのみを収集してDSを作成し、それを用いて学習をし、それによって、学習済みモデルが高い再現能力を持っている場合には、関連性が肯定される。

次に、「ジャニーズグループに属している男性アイドルと同じような外見を持つ人物肖像写真を生成したい」と企図して、ジャニーズグループに属しているアイドルの写真のみを収集してDSとして用いるような場合（ジャニーズ設例）や「『ザ・日本人アイドル』の肖像写真を自動生成したい」と企図して、日本人アイドルの顔写真のみを収集してDSを用いるような場合（アイドル設例）を考えてみよう。

まず、そのようなDSを用いて学習させた学習済みモデルによって自動生成された人物肖像が、誰がどう見ても「ジャニーズ風」「日本人アイドル風」だ

---

(34)　本来は「表現能力」とでもいうべきだが、深層学習において「表現能力」という用語は「複雑な関数をニューラルネットワークでどこまで近似できるか（関数近似能力）」という問題との関連で使用される用語なので、それと混同しないよう「再現能力」という表現を使った。

が、特定の実在の人物には似ていないということもありうる。その場合には、必須要件である「実在の人物の容ぼうと生成された人物想像の同一性」が否定されるため肖像権侵害にはならない。

したがって、そのようなDSを用いて学習させた学習済みモデルによって自動生成された人物肖像が、学習に用いられた実在の特定の人物と同一・類似していた場合のみ肖像権侵害が問題となる。

この場合は一律に結論を出すことはできず、DSの内容、具体的には「DSに用いられた人物の人数」によって、関連性の程度を判断することになる。

学習用データに用いられた人物の人数が少なければ、特定の人物と自動生成された人物肖像の結びつきが強いことになるため関連性が肯定される方向に働くし、学習用データに用いられた人物の人数が多ければ関連性が否定される方向に働く。

たとえば、ジャニーズ設例において「ジャニーズの2名の男性ユニット（A及びB）」の写真のみを用いて学習させた場合において、Aと同一・類似の人物肖像が生成された場合には、学習用データに用いられた人物の人数が2名と少ないことから関連性は非常に高いことになる。

一方、アイドル設例において、たとえば1万人の「日本人アイドル」の写真を用いて学習させた（その結果当然のことながらDS内の写真の外見上のばらつきは平均化されている）場合において、当該データセット内の特定の日本人アイドルと同一・類似の人物肖像が生成された場合には、学習用データに用いられた人物の人数が多数であること、及びその結果として当該複数人物の人物肖像の外見上のばらつき具合は小さくなることを考慮すれば、関連性はかなり低いということになる。

さらに、学習済みモデルのタイプや学習方法にも様々なものがある。

DSに含まれている画像と同一の生成物が出力されやすい学習済みモデルのタイプや学習方法が用いられた場合には、関連性が肯定される方向に働く。

③　小括

以上述べたように、AI自動生成肖像の利用について関連性の程度を判断する

ためには、「データセットの内容」及び「学習済みモデルのタイプ及び学習方法」を総合的に考慮して判断すべきである。

これを前提とすると、まず、自動生成されたAI生成肖像と同一人物の肖像が学習用データセットの中に入っており、一応当該実在の人物肖像が学習に利用されているというパターンについては、以下のように考えることになる。

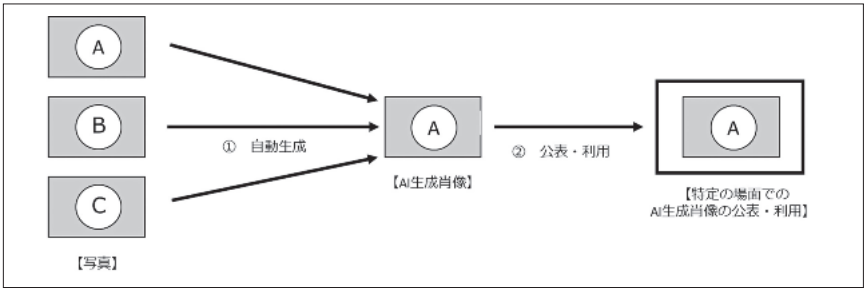

自動生成された肖像が元データの中に含まれているパターンであるから、関連性の程度については、①データセットの内容及び②学習済みモデルのタイプ及び学習方法を総合的に考慮して判断することになる。

具体的にはデータセットの内容が、多数のバラバラの外見の人物で構成され、かつ学習済みモデルや学習方法が、元データがそのまま出力されることがない性質のものであれば、関連性は非常に低いということになる。

一方、データセットの内に少数の写真しか含まれていないようであれば、関連性は高いことになる。

次に、実在の人物Dの肖像がAIにより自動生成されているものの、当該Dの写真はAIの学習及びAI生成肖像の生成には一切用いられていないパターンである。

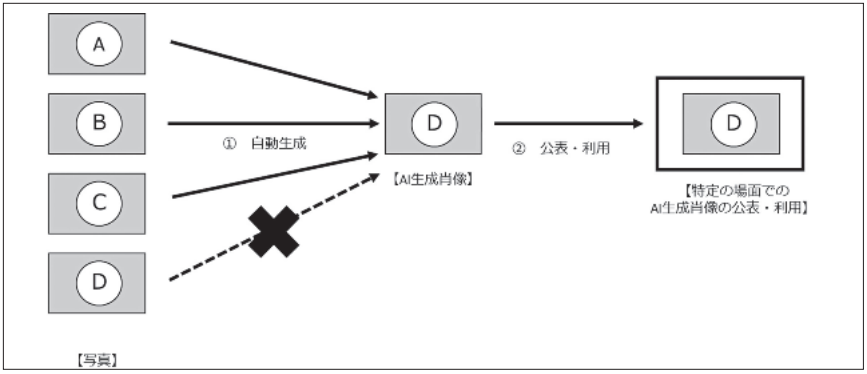

このパターンにおいては、自動生成された肖像が元データの中に含まれていないから、データセットの内容及び学習済みモデルのタイプ及び学習方法を総合的に考慮しても関連性は存在しないということになる。

したがって、このパターンにおいては、関連性の程度「以外」の要素によって違法性を肯定できない限り、狭義の肖像権侵害は成立しないということになる。

たとえば、DSに入っていない特定の人物の肖像を生成することを明確に意図して、当該人物の肖像が生成されるまで機械的に生成を大量に繰り返し、かつ当該人物肖像を当該人物の名誉が侵害されるような態様で利用した場合などである。

以上の内容を表にまとめると以下の通りとなる。

	生成データと同一・類似のデータが DSの中に含まれているか	DSのサイズ	関連性
1	含まれている	小	高
2	含まれている	中	中
3	含まれている	大	低
4	含まれていない	問わず	なし

(3)　利用行為の態様

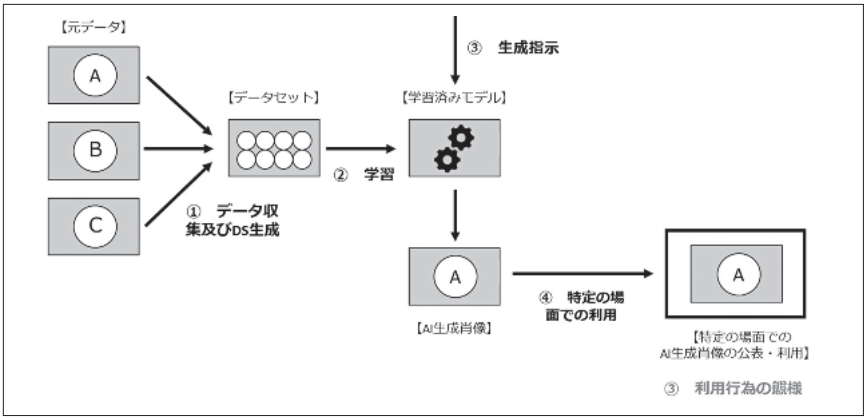

次に、「自動生成された人物肖像の利用行為の態様」を、肖像権侵害における権利侵害要件として考慮すべきかを検討する。

たとえば、適法に撮影された顔写真のデータがDS内に含まれ、当該実在の人物と同一の肖像が自動生成された場合において、当該生成された肖像を平穏な態様（一般のアパレルのモデルやアダルト以外のゲームのキャラクターなど）で利用する場合と、当該人物の名誉を毀損するような態様（アダルトゲームのキャラクターとして利用したり、精巧なアダルトCGで利用する、あるいは「犯罪者」などのレッテルを貼るなど）で利用する場合とで、AI自動生成肖像の利用行為の違法性の判断が異なるのかという問題である。

仮に「適法に撮影・公表された写真を元データとして自動生成された人物肖像を利用する場合、どのような利用態様でも適法である（生成肖像の利用態様は、肖像の利用行為の違法性の判断要素にならない）」という立場をとるのであれば、適法に撮影・公表された写真を元データとして利用している限りにおいて、生成された人物肖像をアダルトゲームや裸体と組み合わせて使用することもできることになる。

この問題は、一般化して言うと、人物の撮影、公表及び人物肖像の利用を別主

体が行った場合において、撮影および公表が適法なら自動的にその人物肖像の利用行為も適法になるのか（撮影・公表が適法でもその利用行為が違法になるケースがあるのではないか）という問題である（その意味で、AI特有の問題ではない）。

この点、法廷写真事件最高裁判決以降、私人間において肖像権侵害が争点となった判例205件のうち、撮影・公表と利用が別主体により行われた事案に関する裁判例は31件ある[35]（別紙裁判例一覧参照）。

当該31件のうち、撮影・公表が適法だったケースは27件あるが、その27件のうち、利用行為が違法とされたケースが17件、適法とされたケースが11件ある（適法に撮影された同じ写真が、利用態様によって違法と適法が分かれた裁判例があるため数があわない）。

このうち、適法に撮影された写真の利用行為が違法とされた裁判例は、当該写真が名誉毀損・プライバシー権侵害を構成する記事とともに掲載されたケース（①、②、③、⑤、⑫、⑳、㉓、㉕、㉗、㉘）、写真の内容が通常人であれば公開を欲しない内容であるケース（アダルトビデオの出演（③）、下着姿（⑤）、複数の愛人と入れ墨姿で入浴（⑦）、万引き姿（⑬）、顔写真を裸の胸部のイラストと合成（㉑、㉒））、及び写真を利用する必要性に乏しいケース（⑩、⑰）がある。

すなわち、撮影、公表及び利用を別主体が行った場合において、撮影および公表が適法であっても自動的にその利用行為が適法になるのではなく、利用行為の態様、具体的には写真と一緒に掲載されている記事の内容や、写真の内容及び写真の利用の必要性によって肖像の利用行為の違法性が判断されているということである。

上記の裁判例の検討で述べたように、仮に適法に撮影された写真であっても、当該写真の利用行為の態様によっては、利用行為が違法となることがある。

これは、狭義の肖像権の保護法益が被撮影者の人格的利益であることからす

---

(35)　LLI/DB判例秘書で、期間平成17年11月10日以降、キーワード「肖像権」にて検索してヒットした民事事件205件を調査対象とした（調査日：令和2年5月30日）。

ると、撮影行為が適法でも、利用行為（写真と一緒に掲載されている記事の内容や写真の内容、利用の必要性等）が被撮影者の人格的利益を侵害するのであれば狭義の肖像権侵害が肯定されるとの判断に基づくものであろう。

そして、その点は、AI自動生成肖像の利用に際しても別異に解する必要はない。

したがって、AI自動生成肖像の利用の違法性判断においても、肖像権侵害における相関関係説的な判断要素のうち「加害者側の侵害行為の性質（態様）」に属する判断要素として、「自動生成された人物肖像の利用行為の態様」を判断要素とすべきであり、AIの学習に用いられた写真が適法に撮影されたものであっても、AI自動生成肖像の利用行為が、被撮影者の名誉毀損やプライバシー侵害などの権利侵害行為に該当する場合には、違法性が肯定される方向に傾く。

（4）　侵害者の主観的要素

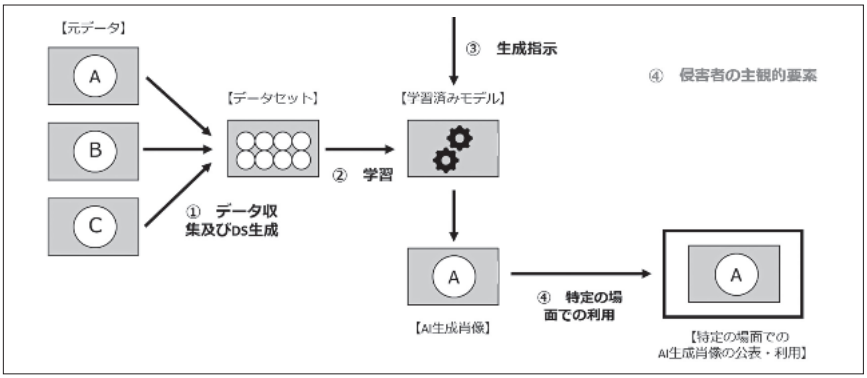

（ア）　問題の所在

AI自動生成肖像の利用行為であっても、一般不法行為である以上、行為者の故意・過失の要件が必要なのは当然である。

もっとも、従来型の肖像権侵害の場合、故意や過失についてはほとんど争いにならなかった。「実在する特定の人物の写真を撮影・公表・利用すること」に関する故意過失がないという事態は想定しがたいためである。

一方、AI自動生成肖像の利用行為の場合、判断要素のうち「利用行為の態様

（どのように利用するか）」という点について認識していないということはあり得ないが、「関連性」があることを認識していないということは十分にあり得る。

たとえば、DSに含まれている人物肖像と同一の肖像が生成されたが、当該肖像がDS内に含まれていることを生成者が認識していない（これは生成肖像が有名人のものではなく一般人のものである場合には容易に想定される事態である）ケースである。

以下では、まず一般論として、不法行為の成立要件における主観的要素の位置づけについて検討したうえで、AI自動生成肖像の利用において故意・過失を具体的にどのように判断すべきかを検討する。

（イ）　主観的要素の位置づけ

まず、故意・過失という主観的要素の位置づけであるが、その体系的位置づけは各論者によって異なるものの[(36)]、民法709条が過失責任の原則を基礎とし、帰責事由として加害者の故意または過失が要求されていることには争いはない。

そして、このように不法行為の成立に原則として加害者の故意・過失が必要されているのは、わが国の不法行為損害賠償制度が、過失責任の原則を採用しているからだとされる。

ここでいう「過失責任の原則」とは、「自らの行動について過失のない者は自らの行動により生じた結果について責任を負わなくてよい」とする原則である。そして、我が国の民法はこの過失責任の原則を基礎に据えることで、「社会生活を送るにあたり合理的な行動（理性的な行動）をした者は、その行動の結果について損害賠償責任を問われる事がない」という意味で、私的生活関係の

---

(36)　前述のように、過失を客観的義務違反とする通説の立場に立てば、肖像権のような相対的な権利侵害においては、権利行使の相当性の判断と重なる（山本・前掲注16）136頁以下。また加藤雅は、人格権を生命、身体、健康、自由を対象とする「絶対的人格権」と、名誉、プライバシー、氏名、肖像等の「相対的人格権」に分類し、後者の「相対的人格権」の違法性判断においては過失が考慮されるとしている（加藤・前掲注1）218頁）。

中での個人の行動の自由を保証している[37]。

したがって、「故意・過失」という主観的要素は、それがなければ肖像権侵害という不法行為責任が成立しないという意味の必須要素として評価すべきである。

問題は、AI自動生成肖像の利用において、どのような場合に故意・過失が認められるかであり、特に過失の成立要件が重要な問題となる。

（ウ）　AI自動生成肖像の利用における故意

実在している特定の人物の肖像を生成する意図を持って同一肖像を自動生成し、当該肖像を利用する場合、あるいは肖像生成時にはそのような意図はなかったが、自動生成した結果、結果的に実在している特定の人物と同一肖像であることを認識して当該肖像を利用した場合には、故意が存在することになる。

（エ）　AI自動生成肖像の利用における過失

次に、どのような場合に過失が存在すると解釈すべきかが問題となる。

①　過失についての一般論

不法行為の成立要件における「過失」の位置づけについては様々な説があるが、近時の学説においては「過失」の内容についてはほぼ一致しており、過失を「客観的な行為義務違反」と捉え、当該行為義務については「予見可能性を前提とした結果回避義務」と構成している[38]。

このように、過失を「予見可能性を前提とした結果回避義務違反」と捉えた場合、予見可能性がなければ結果回避義務は課されず、結果として結果回避義務違反、すなわち過失はないということになる。

もっとも、一定の行為によって、人の生命・身体・その他の重大な被害が発生することについての抽象的危険が感じられる場合（例：公害をもたらす可能性がある産業活動を行う場合や、重大な健康被害を生じる可能性がある新薬の

---

(37)　潮見佳男『不法行為法Ⅰ（第2版）』（信山社、2017年）254頁、窪田・前掲注19）6頁、前田・前掲注15）5頁、加藤・前掲注1）127頁、山本・前掲注16）93頁。

(38)　前田・前掲注15）14頁、窪田・前掲注19）46頁。

試験を行う場合）にあっては、そのような抽象的危険の段階で調査研究をする予見義務（調査義務）を課すべきという考え方が一般的である。[39]

このような予見義務（調査義務）が課される状況の下では、①　当該予見義務違反が認められれば結果回避義務違反の有無を問わずに過失が認められる、あるいは、②　予見義務を尽くしていれば具体的危険性について予見可能性があった場合には、予見可能性が認められる、としていずれにしても結論的には過失が認められることになる。

すなわち、このように、被侵害利益の重大性や加害者の地位や活動の性質に応じて、一定の場合に予見義務（調査義務）を課すことで、過失の成立範囲が拡大されることになる。

このような予見義務（調査義務）という考え方は、公害、薬害、医療事件等を中心に発展してきた。

もっとも、このような予見義務（調査義務）を課し、過失の成立範囲を広げるということは、結果発生の危険性が未だ抽象的な段階でも、行為者の行動の自由を制約する形で行為者に作為、不作為の義務を課すことを意味する。

したがって、どのような場合に予見義務（調査義務）が認められるかは、問題の危険が実現したとしたら想定され得る権利・法益侵害の重大性と衡量の上、過剰な制約をもたらさないようにという観点から検討すべきとされている。[40]

②　具体的検討

AI 自動生成肖像の利用による狭義の肖像権侵害において、いかなる場合に「過失」が認められるかを検討すると、「関連性の程度」のところで述べた、データセットに含まれている人物の人数が十分である場合は、原則として行為者に

---

(39)　潮見・前掲注41）297頁、加藤・前掲注1）147頁、前田・前掲注15）17頁。また窪田・前掲注19）68頁は、予見可能性は規範的性格を有する（すなわち予見すべきだったのかという評価の問題を含む）のであって、当該行為をする前に、その行為に伴って、何らかの重大な結果が発生しないかどうかを調べるということも含まれる（調査義務）とするが、同趣旨と思われる。

(40)　潮見・前掲注41）298頁。

は肖像権侵害の予見可能性がなく、結果回避義務違反、すなわち過失も存しないと考える。

なぜなら、データセットに含まれている人物の人数が十分であれば、通常は元データと類似・同一の肖像が生成される可能性は極めて低く、予見可能性が認められないためである。

一方、前述のように、被侵害利益の重大性や加害者の地位や活動の性質に応じて予見義務（調査義務）を課すことが認められていることからすると、①データセットに含まれている人物の人数が十分でない場合、又は②　仮にデータセットに含まれている人物の人数が十分であっても、自動生成肖像を肖像権侵害の危険性が高い利用態様で利用することを予定している場合には、肖像権侵害が生じないか否かの調査義務を行為者に課すべきである。

これは、①については、データセットに含まれている人物の人数が十分でない場合は関連性が高く肖像権侵害の危険性が高いし、②についても、アダルト目的等の名誉毀損的状況で自動生成肖像を利用する場合には肖像権の保護法益である人格権を侵害する可能性が高いため、行為者に肖像権侵害が生じないか否かの調査義務を課しても不合理ではないからである。

そして、ここでいう「調査義務」とは、具体的には「データセット内の人物肖像データと自動生成された人物肖像の一致度を比較照合する義務（照合義務）」である。

データセット内のデータと一致した人物肖像が生成されたにも関わらず、照合義務を果たさなかった結果、当該人物肖像をアダルト目的等名誉毀損的状況で利用した場合には、照合義務違反（予見義務違反）という過失及び過失と権利侵害の因果関係が認められることになる。

当然のことではあるが、この「照合義務」として「世の中に存在するあらゆる人物肖像と、自動生成された人物肖像の一致度を比較照合する義務」は課しえない。

そのような内容の照合義務は履行が不可能であるため、当該義務を課すということは実質的に無過失責任を課すことを意味するからである。

したがって「データセット内のデータと自動生成された人物肖像の一致度を

比較照合する義務（照合義務）」を果たしても、なお同一肖像が存在することを認識できなかった場合には過失がないことになり、故意が肯定されない限り肖像権侵害は成立しないということになる。

(5)　元データの撮影行為の違法性

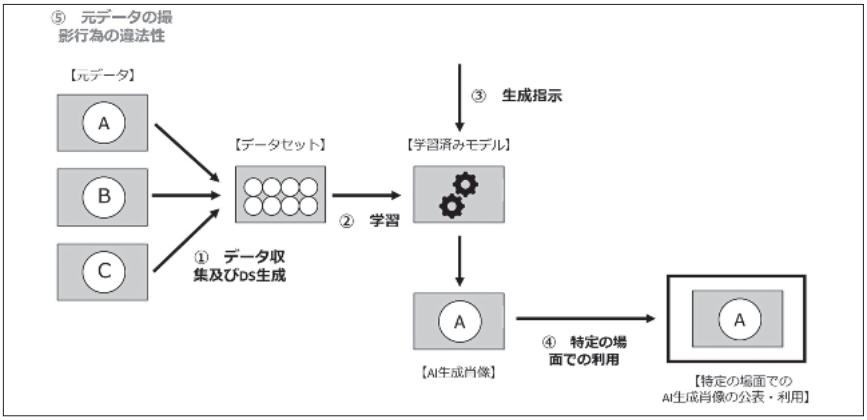

次に、「元データの撮影行為の違法性」を、AI 自動生成肖像の利用行為の違法性の判断要素として考慮すべきかを検討する。

具体的には、AI 自動生成肖像の利用においては、DS に含まれている写真の一部が違法に撮影されたもの[41]であることがあるが、そのような DS を利用して生成された学習済みモデルを用いて自動生成した肖像を利用する行為が違法かという問題である。

この問題は、一般化して言うと、人の肖像の撮影・公表と利用を別主体が行った場合において、撮影・公表が違法なら自動的にその利用行為も違法になるのか（撮影・公表が違法でもその利用行為が適法になるケースがあるのではないか）という問題である[42]。

(41)　撮影行為の違法性は、法廷写真事件最高裁判決が示した要件に従って判断することになる。

(42)　なお、要件の1つである「利用行為の態様」においては、これとは逆の問題、す

これは、例えばAが、自宅内にいる非有名人Yの写真を何らかの方法で違法に隠し撮りし、同写真をインターネット上で公開したケースにおいて、当該サイトを閲覧したB（Aとは全く無関係）が同写真の人物肖像だけを利用して、平穏な態様にて自己の商品の宣伝に利用した場合において、Bがどのような責任を負うか、という問題である[43]（その意味でAI特有の問題ではない）。

まず、ある人物の肖像に関する①撮影②公表③利用において、①②と③を別主体が行った場合の裁判例の分析を通じて、「①撮影②公表行為」の違法性が「③利用行為」の違法性にどのように影響するかの検討を行う。

前述のように、法廷写真事件最高裁判決以降、私人間において肖像権侵害が争点となった判例のうち、撮影・公表と利用を、別主体が行った場合の判例は31件ある（別紙裁判例一覧参照）。

当該31件のうち、撮影・公表が違法だったケースは4件、撮影・公表が適法だったケースは27件である。

撮影・公表が違法だったケースにおいて、その写真の利用行為の態様は様々である。

そして、全ての裁判例において撮影・公表が違法である以上、その利用行為は違法とされており、「撮影・公表が違法であるが、その写真の利用行為が適法とされた裁判例」は1例も存在しない。

これは、撮影・公表が違法である以上、その時点において人格権侵害は生じており、別主体による利用行為は、当該人格権侵害を拡大・助長するものと評価されたからだと思われる。

したがって、人物肖像の利用行為の違法性判断において、撮影・公表行為の違法性を判断要素とすべし、ということになる。

なわち人の肖像の撮影・公表と利用を別主体が行った場合において、撮影・公表が適法なら自動的にその利用も適法になるのか（撮影・公表が適法でも利用行為が違法になるケースがあるのではないか）という問題を検討した（第4章4（3）「利用行為の態様」参照）。

(43)　当然、撮影者Aは肖像権侵害やプライバシー侵害の責任を負う。

（6）　打消し表示

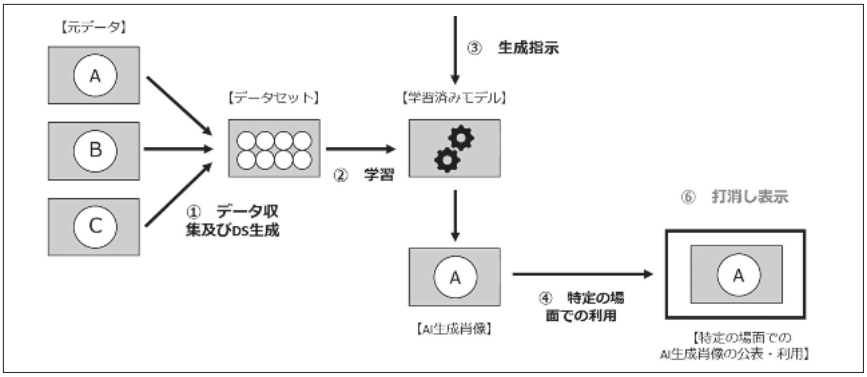

最後に、AI自動生成肖像の利用による肖像権侵害の判断要素のうち「加害者側の侵害行為の性質（態様）」に属する判断要素として、自動生成された画像を利用する際に、「本画像はAIを利用して自動生成された肖像であり、実在の人物との結びつきはありません」という表示（打消し表示）の有無を考慮すべきであると考える。

これは、AI技術を利用した精巧な人物肖像については、イラスト以上に「実在の特定の人物を撮影した写真である」との誤解を、受け手に生じさせやすいためである。

そこで、AI自動生成肖像を利用するに際しては、当該画像がAI技術を利用して生成されたこと、及びその特質（関連性がないこと）を、正しく受け手側に伝えるために、打消し表示が必要であると考える。[44]

（44）　矢沢永吉事件（ロックシンガーとして著名な矢沢永吉の「そっくりさん」がテレビのローカル放送におけるパチンコ店のコマーシャルに出演して、視聴者にあたかも矢沢永吉本人が出演しているかの印象を与えたとされるケース）において、矢沢永吉本人が訴訟を提起したが、結局和解で終結して、和解条件が新聞紙上に掲載された（1994年4月19日付朝日新聞朝刊）。同和解条件においては、「我々（注：原告及び被告）は、広告宣伝において物真似ないし「そっくりさん」が利用される場合には、法律上又は広告倫理上、次のようなルールが守られなければならない

もっとも、仮に打消し表示があったとしても、その他の要素（関連性・利用態様）によって違法性が肯定される場合に、当該違法性を完全に否定するまでの効果はなく、あくまで付随的な要素としてとらえるべきである。

5. 結論：AI自動生成肖像の利用行為の肖像権侵害判断基準

以上述べたように、AI自動生成肖像の利用については、AIの特殊性を考慮したうえで、①　実在の人物の容ぼうと生成された人物肖像の同一性、②　実在の人物の容ぼうと生成された人物肖像の結びつき（関連性）の程度、③　利用行為の態様、④　侵害者の主観的要素、⑤　元データの撮影行為の違法性、⑥　打消し表示の有無を総合的に考慮して判断すべきである。

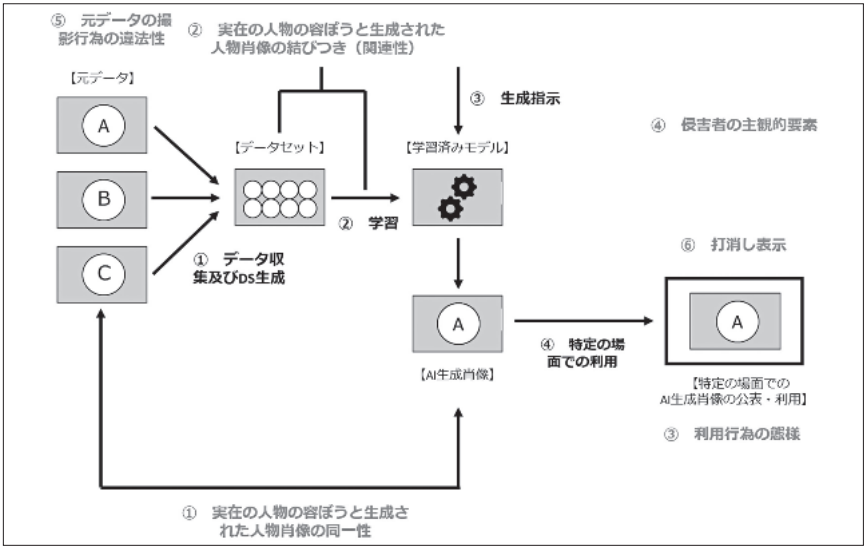

と考える」として「本人の事前の承諾を得た場合にも、受け手に誤信を与えないように、広告宣伝の登場者が物真似ないし『そっくりさん』であることについて、その同一表示上で、その旨を明示すべきである」として打消し表示に言及している（内藤篤＝田代貞之『パブリシティ権概説（第3版）』（木鐸社、2014年）238頁）。

第7章　冒頭の各ケースの検討

【ケース1】

単独主体がデータ収集、データセット構築から自動生成肖像の利用までを行ったケースである。

データセットに藤田氏の写真が含まれているため「実在の人物と、自動生成された人物肖像の結びつき（関連性）」は存在するが、データセットの数が十分である（元データに含まれている人数は約１万人分）ため関連性は低く、かつ非名誉毀損的使用態様（自社製品であるアパレル商品を着用するモデルとして利用）であり、さらに打消し表示も行っているため、X社の行為は肖像権侵害には該当しない。

【ケース2】

ケース１と同様、単独主体がデータセット収集から肖像の利用までを行ったケースであるが、データセットに藤田氏の写真が含まれていないことから関連性がなく、かつ非名誉毀損的使用態様でありさらに打消し表示も行っているため、X社の行為は肖像権侵害には該当しない。

【ケース3】

データセットにA氏の肖像が含まれている場合、データセットの大きさによって関連性が決まるが、利用態様としては「性犯罪者の顔だ」という記事と共に利用しているため、名誉毀損的使用態様となる。

したがって、データセットの大小にかかわらず「データセットと自動生成された肖像との間の照合義務」が発生し、当該義務を果たさずに当該肖像を利用した場合には、過失による肖像権侵害が成立する。また、故意の場合にも当然肖像権侵害が成立する。

ケース３の場合、X社が同照合義務を果たしていれば、データセット内にA氏の顔写真が含まれていることを認識できたはずであるから、過失と権利侵害との間の因果関係も存在する。

したがって、X社に狭義の肖像権侵害が成立する。

【ケース4】

このケースの場合、データセットにA氏の顔写真が含まれていないことから、関連性はないこととなる。もっとも、利用態様としては「性犯罪者の顔だ」という記事と共に利用しているため、名誉毀損的使用態様となる。

X社に故意があれば肖像権侵害は成立するが、本ケースではX社に故意はない。

過失については、自動生成肖像を名誉毀損的態様で使用していることから、X社には「データセットと自動生成された肖像との間の照合義務」が発生する。

しかし、本ケースでは仮にX社が同照合義務を果たしていたとしても、A氏の顔写真は元データに含まれていないのだから、X社においてA氏の顔写真が元データに含まれていることを認識できない。

したがって、仮にX社が照合義務を果たしておらず、その点に過失があるとしても、当該過失と権利侵害の間に因果関係がなく、X社に狭義の肖像権侵害は成立しない。

第8章　まとめ

AI自動生成肖像を利用したビジネスにおいては、狭義の肖像権侵害等が生じないように留意しなければならないが、どのような場合に権利侵害に該当するかについての判断基準がなければ、予測可能性を確保することができず、関連ビジネスの発展やAI自動肖像生成技術の発展が阻害されることになる。

そこで、本稿においてはできるだけ客観的な基準を明らかにすべく検討を行ってきた。

AI自動生成肖像の利用が狭義の肖像権侵害に該当するかについては、①　実在の人物の容ぼうと生成された人物肖像の同一性、②　実在の人物の容ぼうと生成された人物肖像の結びつき（関連性）の程度、③　利用行為の態様、④　主観的要素、⑤　元データの撮影行為の違法性、⑥　打消し表示の有無を総合的に考慮して判断すべきである。

特に「②　実在の人物の容ぼうと生成された人物肖像の結びつき（関連性）

の程度」は、AI自動生成肖像特有の問題であり重要な要素であるが、DSの内容（具体的にはDSに用いられた人物の人数）及び学習済みモデルのタイプ及び学習方法を総合的に考慮して判断することになる。

また「④　主観的要素」については、特に過失の判断基準が問題となる。この点については、以下のように考えるべきである。

▼　データセットの量が少量の場合（関連性が高い場合）、又はアダルト利用等の名誉毀損的状況で利用する場合においては、照合義務（「データセット内のデータと自動生成された人物肖像の一致度を比較照合する義務」）が行為者に課される。そのような照合義務が課される場合において同照合義務を果たさなければ過失が存在する。そして、データセット内にAI自動生成肖像と同一肖像が含まれていれば、照合義務を果たしていれば権利侵害を防止できたはずであるから過失と権利侵害との間の因果関係も存在し、不法行為が成立することになる。

▼　逆に、そのような照合義務が課される場合であってもデータセット内にAI自動生成肖像と同一肖像が含まれていなければ、データセットとAI自動生成肖像の照合義務を果たしても同一肖像が含まれていることを認識できない。そのような場合は、照合義務を果たしていないという過失が存する場合でも、過失と権利侵害との間に因果関係がないため不法行為は成立しない。

▼　十分な量のデータセットを利用しかつ非名誉毀損的な利用態様で利用する場合であれば、そもそもデータセットとAI自動生成肖像の照合義務が発生しないため当該照合義務を果たしていないとしても過失がなく不法行為は成立しない。

以上

【別紙】裁判例一覧

	撮影	利用	裁判所	事案の概要及び判示事項
1	○	×	東京地判平成17年12月16日（判例時報1932号103頁）	原告本人承諾の下、モデル写真として利用する目的で適法に撮影が行われたが、その後当該顔写真が出会い系サイトの広告に無断で使用されたため、原告が広告制作会社及び右写真を同社に持ち込んだ写真家に対する肖像権侵害に基づく損害賠償請求を行い、同請求が認められた事例である。
2	○	×	東京地判平成18年4月18日（LLI／DB　判例秘書）	ホテルで行われたテレビ制作発表の場で適法に撮影された写真について、名誉毀損を構成する記事と共に女性週刊誌に掲載された事例である。 裁判所は、当該写真の利用について「弁論の全趣旨によれば、本件写真は、平成2年9月7日、テレビ制作発表の際にその広報を目的として撮影されたものであることが認められるところ、その当時において、原告が、約14年後に自己及び自己の子らの私生活・婚姻生活を批判する記事中において本件写真が公開されることまでも黙示的・推定的に承諾していたとは到底思われない。したがって、本件記事中において本件写真を公開することについて、原告の承諾ないし推定的承諾があったとは認めることはできず、また、公開することについて正当な理由があったと認めることもできない。」として肖像権侵害を肯定した。
3	○	×	東京地判平成18年5月23日（判例タイムズ1257号181頁）	週刊誌に掲載された元AV女優の記事のうち、元交際相手が語る過去の私生活、「裏ビデオ」映像を文章で詳細に描写したもの、女優活動中に撮影された写真及びAVのコマ撮りが、本人の承諾の範囲を超え、現在一般市民として生活する女性のプライバシー権及び肖像権を侵害したとして、出版社に220万円の損害賠償が命じられた事例である。
4	○	○	東京地判平成18年6月5日（LLI／DB　判例秘書登載）	眼科医であり、結婚情報提供会社の代表者と従業員である原告らが、顔写真付きの結婚相手募集の広告に自らの顔写真を掲載していたところ、同顔写真がインターネット上のブログに無断転載された。当該転載行為について原告の承諾の範囲外での無断公表・転載であり肖像権侵害に該当するとの主張について裁判所は「顔写真についても、結婚相手を募集するための広告に掲載させていたのであるから、これが転載されたからといって肖像権が侵害されるとはいえない。」として肖像権侵害を否定した事例である。

5	○	×	東京地判平成18年12月7日（LLI／DB　判例秘書登載）	番組の公開録音が行われた際にパーソナリティとして出演した原告の下着部分が写りこんだ写真（雑誌社とは無関係の第三者による撮影）について、煽情的な見出しと共に週刊誌へ掲載した行為が肖像権侵害に該当しないか問題となった事例。 裁判所は、写真撮影行為については「ことさら下着を着用した原告の下半身を盗撮することを目的として撮影されたものであると認めるに足りないこと」を理由として違法性を否定した。一方、当該写真の雑誌への掲載行為については「本件記事は、本件元写真のうちの原告の顔写真及び原告の下着が写っている下半身部分をことさら組み合わせ、これに原告の氏名及び「ムッチリ太モモもさることながら、タテスジ入りパンティが劣情をソソる」との文章を付して作成されたものであり、原告は、このような態様で自己の容ぼう等を撮影された写真を公表されたことにより、羞恥、困惑などの不快な感情を強いられ、社会生活上受忍すべき限度を超えて、精神的平穏が害されたものと認められる。」として人格権侵害を認めた。
6	○	○	東京地判平成19年4月13日（LLI／DB　判例秘書登載）	かつて有名なアダルトビデオ女優であった原告が、自らの写真を記事と共に週刊誌に掲載した行為について肖像権侵害等を理由に賠償請求をした事案。肖像権侵害が問題となった写真は2種類あり、過去芸能活動をしていた際に適法に撮影された写真と、芸能界を引退した後に無許諾で週刊誌により撮影された写真である。このうち、撮影・公表と利用が別主体により行われたのは前者の「過去芸能活動をしていた際に適法に撮影された写真」なので、同写真の利用行為についてのみ紹介する。 裁判所は、まず写真の無許諾での公表行為が肖像権侵害になる基準として「ある者の容ぼう等を撮影した写真をその承諾なく公表することが不法行為上違法となるかどうかは、被公表者の社会的地位、活動内容、撮影の状況、撮影自体に対する承諾の有無、公表の場所、目的、態様、必要性等を総合考慮して、被撮影者の上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきである。」とした。そのうえで、芸能活動をしていた際に適法に撮影された写真の掲載行為については、過去の原告の活動を象徴するような内容であって撮影自体についての承諾があったこと、週刊誌記事は、引退前の原告の活動を紹介する際に当該写真を使用したものであることを考慮し「(それらの写真の掲載は)、未だ、社会生活上受忍すべき限度を超えて、原告の人格的利益を侵害するものであるとまではいえない。」として肖像権侵害を否定した。

7	○	×	東京地判平成19年8月11日（LLI／DB　判例秘書登載）	埼玉県の金融業者が保険金詐取目的で複数の知人を殺害ないし殺害しようとしたという保険金殺人事件に関し、写真週刊誌が「“愛人”と混浴・刺青写真」と題して、①記事及び②写真を掲載したことについて、①記事については名誉毀損、②写真については肖像権等の侵害を根拠に賠償請求をした事案。なお、②写真は、関係者により原告の承諾の下で撮影されたものであり「原告の私宅の露天風呂において、胸から上が湯から露出し、刺青が見えた状態で右手に缶ビールを持っている原告の姿、首から上が湯から露出し、ピースサインをしているFの姿とCの実母であるGの手が写っている。」というものである。 まず、裁判所は①記事については名誉毀損の成立を否定した。次に②写真の掲載行為の肖像権侵害については「人は、みだりに自己の容貌等を撮影、公表されないことについて法律上保護されるべき人格的利益を有しており、それを違法に侵害した行為は不法行為となるが、不法行為法上違法となるか否かは、被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、公開の目的、態様、必要性等を総合考慮して、人格的利益の侵害が社会生活上受忍限度を超えるか否かによって判断すべきである。」としたうえで「これを本件写真についてみるに、原告の立場、撮影の場所、公表目的、態様は、前記（1）と同様であり、本件写真は、原告の入浴姿を撮影したものであり、要保護性が高い一方で、被告が本件写真を公表した目的に照らしても、それを公表する必要性が高いとは認められないことから、人格的利益の侵害が社会生活上の受忍限度を超えていると言わざるを得ない。」として肖像権侵害を認めた。
8	×	×	大阪地判平成21年3月27日（LLI／DB　判例秘書登載）	公衆浴場における盗撮映像をもとにDVDを制作・販売した行為が、当該盗撮映像に係る被撮影者のプライバシー権・肖像権を侵害し不法行為を構成するとして、当該DVDを制作・販売した会社及びその代表者の損害賠償責任が認められた事例

9	×	×	東京地決平成21年8月13日（判例タイムズ1309号282頁）	タレントとして芸能活動を行っている債権者が、ストリップショーに出演したところ何者かが下着姿等を露出した姿の債権者を盗撮した。債務者である雑誌社が当該盗撮された写真を入手し、同写真を記事に掲載した。そこで債権者が債務者に対し、人格権、肖像権及びパブリシティ権を被保全権利として、今後同写真を債務者がその出版する図書へ掲載することを禁止する仮処分命令の申立をおこなった事案である。裁判所は法廷写真撮影最高裁判決を引用したうえで「とりわけ、人の裸体を撮影した写真が一般に公表されて公衆の目に触れることになった場合には、被撮影者の羞恥心が著しく害され、これを事後的な金銭賠償で回復することは著しく困難である。したがって、人の裸体を撮影すること、また、人の裸体が撮影された写真を公表することは、被撮影者の同意があるなど、特段の事情がない限り許されず、被撮影者は、人格権としての肖像権に基づき、撮影された裸体の写真が公表されようとする場合には、これを事前に差止めすることができるものと解するのが相当である。」として仮処分認可決定を行った。
10	○	×	東京地判平成21年9月29日（判例タイムズ1339号156頁）	いわゆる「ロス疑惑」により世間の耳目を集めたAの妻である原告が、事件当時に撮影された写真（報道機関により事件当時に撮影された写真であって、屋外で自動車に乗り込もうとしている原告を撮影したものであり、本判決は明確に判断していないものの同写真の撮影行為自体は適法であると思われる。）を、約25年後に記事と共に掲載した雑誌社である被告に対してプライバシー権侵害、肖像権侵害を理由に損害賠償を求めた事案。裁判所は法廷写真最高裁判決が示した肖像権侵害に関する基準を基に、①本件写真の公表の目的は、Aの逮捕により社会的関心が再燃したいわゆる「ロス疑惑」を改めて報じ、これを喚起させることにあると認められ、その正当性は一応首肯できる、②　本件写真は公道で撮影されたものであり、被撮影者である原告も、自動車に乗り込む姿を撮影されたものであって、特に秘匿すべき活動内容を含むものであるともいえないとしつつも、③本件写真は約25年前に撮影されたものであり、通常人が遠い過去の姿態を公表されることを望まないのは明らかであるし、④公表の場所ないし態様についても、巻頭に近い頁の半分以上を同頁中唯一の写真である本件写真が占め、原告の容貌が鮮明に現れているのであって、上記人格的利益を大きく損なうものといわざるを得ないこと、⑤被撮影者である原告自身が「ロス疑惑」への関与を疑われたなどの事情もなく、上記被疑事実と密接に関連する事実を写真付きで報じる必要性ないしは重要性が乏しいこと、⑥技術的にも、モザイク等の修正を施すことによって原告の肖像を公表せずに本件写真を掲載することが容易であったというべきであるから、原告が上記のような不利益を受忍すべき理由はない。そうすると、本件写真の撮影が適法であるか否かは措くとしても、本件写真の掲載による原告の人格的利益の侵害は、社会生活上、受忍限度を超える違法なものといわざるを得ない、として肖像権侵害を認めた。

11	×	×（ただし将来の利用行為の差止は認めなかった）	東京高決平成22年3月4日（判例時 報2112号43頁）	9事件における仮処分認可決定が争われた事案であるが、裁判所は、①同決定後にストリップショーの映像を含むDVDが販売されたこと、②相手方（注：債権者）がストリップショー公演について肯定的な発言を雑誌上で行っていること、③同決定後に自らの裸体及びストリップショー公演時の裸体の写真を週刊誌に掲載させていることなどを認めて「相手方は、自己の裸体を一般社会に広くさらすことによって社会の耳目を集めて話題性を作り、芸能活動への復帰を成功させようと企図しているものということができ」るとして、「相手方は抗告人に対して抗告人が今後出版する図書への本件写真の不掲載を一般的に事前に差し止め得るまでの強い権利（本件仮処分命令申立ての被保全権利（肖像権、人格権又はパブリシティー権））を有しない」と判示し仮処分認可決定を取り消した。 ただし、抗告人が9事件における「本件写真」（当時盗撮されたストリップショー公演の写真）を入手し、これを相手方に無断で雑誌に掲載したこと自体については、違法だとして損害賠償義務が発生する余地があるとした。
12	○	×	東京地判平成22年7月28日（判例タイムズ1362号168頁）	適法に撮影され、雑誌に掲載された原告の写真を参考にして作画されたキャラクターが登場する漫画の出版が、その内容も相まって原告の名誉感情及び肖像権を侵害するとして賠償請求を求めた事案である。裁判所は、漫画の内容が原告の名誉感情を侵害することを認めるとともに、肖像権侵害については、法廷写真最高裁判決を基に「本件登場人物は、乙山が本件写真に基づいて作画したものであり、一見して本件写真の原告と極めて似ている上、その属性が原告の属性を連想させるものであるところ、本件描写1、2は、原告の外観、人物像を侮辱するものであって、原告の名誉感情を侵害するものと認められる。そして、前記争いのない事実等及び上記1認定事実によれば、原告は、不良系ファッションのファッションリーダーとして会社を経営し同ファッションを特集する雑誌のモデルとなっているものではあるが、一般私人にすぎず、公的な立場にあるものでも公的な活動をするものでもないこと、本件登場人物は、本件単行本においては異なる特徴を有する人物に描き変えられており、本件描写1、2において、殊更本件写真の原告と似せて描く必要が全くなかったことが明らかであることなどの事情も認められる。そうすると、本件描写1、2の公表は、原告の自己の容ぼう等を描写した漫画をみだりに公表されない人格的利益（肖像権）を侵害するものであって、図画の特質を参酌しても、その侵害の程度が社会通念上受忍すべき限度を超えたものというべきであり、不法行為法上違法と評価するのが相当である。」として肖像権侵害を認めた。

13	○	○より×	東京地方判平成22年9月27日（判例タイムズ1343号153頁）	被告が店舗内に監視カメラを設置して店舗内の客の行為を撮影していたところ、著名人であるAが万引きした映像が撮影された（①）。被告Y1は同映像を報道機関に提供し（②）、報道機関が同映像を基に番組を制作し放映した。被告Y2（監視カメラを同店舗に納入した会社）が、②で放映された番組を録画・編集したうえで同映像が含まれるDVDを作成して放映・配布した（③）。Aの遺族である原告が、被告Y1による撮影行為 （①）、被告Y1による報道機関への映像の提供行為（②）、被告Y2による映像のDVDの放映・配布行為について、それぞれ肖像権等を侵害するとして賠償請求を行った事案である。裁判所は以下のように判示した。 1　撮影行為（①） 　店舗に監視カメラを設置する必要性があること、撮影の方法や撮影された画の管理方法についても相当性を有していることなどの諸事情を総合考慮すれば、被告Y1が、本件監視カメラにより亡Aを撮影したことは、社会生活上受忍限度を超えるものではなく、同人の肖像に係る人格的利益及びプライバシー権を侵害しない。 2　報道機関への提供行為（②） 　動画ファイルの提供行為は小売店における万引きの増加に警鐘を鳴らす番組を制作するためであったことなどの諸事情を総合考慮すると社会生活上受忍限度を超えるものではなく、同人の肖像に係る人格的利益及びプライバシー権を侵害しない。 3　DVDの放映・配布行為（③） 　本件DVDには、亡Aが本件店舗において商品を選定し、これを購入しようとする姿等が映っている上、これを見た者に対し、亡Aが本件店舗内において万引きをしたとの印象をも与えるものであり、被告Y2は、本件DVDを作成し、これを放映、配布することにより、亡Aの肖像に係る人格的利益及びプライバシー権を侵害したものである。そして、被告Y2は、自社製品の販売促進を目的として、本件DVDの放映及び配布をしたものと認められ、同被告に専ら公益を図る目的があったとは認められないし、他に亡Aの肖像に係る人格的利益及びプライバシー権の侵害が社会生活上受忍限度内であるとすべき事情も認められないから、同被告の上記行為は、不法行為法上違法であると認めるのが相当である

14	○	○	東京高判平成23年4月15日（判例時報2166号61頁）	宗教法人の総裁代行の地位にある原告が、写真付き記事を週刊誌に掲載されたことでその名誉及び肖像権を侵害されたと主張して雑誌社に対して損害賠償を求めた事例である。掲載された写真は宗教法人の会員に限定販売された「大和神社乙山会二十年の歩み」に掲載されていた写真であった。裁判所は記事の一部について名誉毀損の成立を認めたが、肖像権侵害については、当該写真が私生活を撮影したものではないこと、写真の掲載目的は専ら公益を図る目的であったことから肖像権侵害には該当しないと判示した。 なお、本件の控訴審判決（東京高判平成23年11月9日（判例時報2166号56頁））は、肖像権の非侵害の判断については原判決を維持したうえで、記事の一部の名誉毀損については否定し原判決を変更した。
15	○	○	京都地判平成23年10月28日（LLI／DB　判例秘書登載）	光市母子殺害事件差戻後控訴審において被告人の精神鑑定の結果について証言した精神科医である原告が、被告が製作して全国に放送されたテレビ番組により、原告の名誉が毀損され、原告の映像（別の機会に適法に撮影されたインタビュー映像）が無断で使用されて肖像権等が侵害されたとした事案である。裁判所は、肖像権侵害の有無について法廷写真最高裁判決を引用したうえで、当該映像はすでに一度テレビ放映されていること、当該映像を利用した番組は、公共の利害に関する事実について公益目的で報道したものであり特段の違法性がないものであるから、当該映像の利用についても「社会生活譲受人すべき限度を超えるものではなかったとして肖像権侵害を認めなかった。
16	○	○	東京地方判平成24年2月6日（LLI／DB　判例秘書登載）	被告会社に関する宣伝広告記事において、被告会社元取締役であり（同記事掲載時点では被告会社を退職していた）退職後後被告会社とトラブルになっていた原告の写真を掲載した被告会社等の行為が、原告の肖像権等を侵害するとして損害賠償を求めた事案である。なお、当該写真は原告が被告会社の元取締役として在任中に適法に撮影され雑誌に掲載されたものである。裁判所は肖像権侵害について、法廷写真最高裁判決を引用したうえで、当該写真については原告の承諾の下一度雑誌に掲載されたものであること、当該掲載に際して、写真が別の媒体に再利用される可能性があることも認識していたこと、掲載された写真の大きさは極めて小さく、写真についての説明文を見なければ原告であるかどうかも識別が難しい程度の大きさのものにすぎないことを理由に肖像権侵害を否定した。

17	○	×	広島地判平成24年5月23日（判例時報2166号92頁）	いわゆる光市母子殺害事件の被告人である原告が、本件事件に関する実名掲載及び写真（中学校の卒業アルバムに掲載されていた顔写真）掲載を伴う書籍（本件書籍）の著者である被告Aらに対して、プライバシー権、名誉権、肖像権等侵害を理由に本件書籍の出版差止め、損害賠償等を求めた事案である。 裁判所は、肖像権侵害の成否について「原告は、みだりにその容ぼう等を撮影した写真を公表されないことについて法的保護に値する利益を有しており、本件における全証拠によっても、原告の顔写真を本件書籍に掲載することについて原告の承諾があったとは認められないこと、被告甲野及び被告乙山は、本件書籍の中で、犯人特定情報として原告の実名を使用しているもので、中学卒業時の原告の顔写真を、本件書籍に掲載する必要性も容易に見い出せないことからすると、本件書籍を出版、販売等をすることによって原告の中学卒業時の顔写真を公表することは、原告の肖像権の侵害に当たるというべきである。」として肖像権侵害を認めた。
18	○	○	大阪高判平成24年6月29日（LLI／DB　判例秘書登載）	15事件の控訴審判決である。 現判決と同様の理由により肖像権侵害を認めなかった。
19	○	○	広島高判平成25年5月30日（判例時報2202号28頁）	17事件の控訴審判決である。 本判決は「甲事件原告の中学校卒業時の写真の掲載は、甲事件原告の明確な承諾はないものの、甲事件原告が本件書籍の出版に同意していたことに加え、甲事件原告に対する社会的関心が高く、そのような関心は正当なものといえることなどを考慮すれば、少年法61条を考慮しても、報道の自由として許されるものであって、違法なものとはいえない。」として、原判決を変更し、肖像権侵害を否定した。なお、本判決は後に上告されたが上告棄却により確定している。

20	○	×	東京地判平成27年1月29日（LLI／DB　判例秘書登載）	被告がインターネット上に開設するブログ及びホームページ上に掲載した記事や写真（いずれも原告の承諾の下に適法に撮影された写真）が、原告らの名誉を毀損し、人格権・肖像権を侵害したとして損害賠償を求めた事案である。裁判所は、本件記事により、原告らが暴力団関係者と交際・交流があるとの印象を与え、その社会的評価を低下させるもので、意見・論評の範囲にはとどまらず違法性阻却事由もないとし、また本件写真の掲載について「写真が名誉毀損的な文章と併せて掲載されれば、ブログの閲覧者に対して写真に掲載された人物が実在する人物であり、当該文章に記載されている事実に関与していたことをより具体的に想像させるのであって、通常の名誉毀損的な表現を用いるよりも、写真に掲載された人物に与える影響は大きいものと解される。」として、肖像権侵害を認めた。
21	○	×	東京地判平成27年1月29日（ジュリスト1483号8頁）	被告Y社が、原告Xらの肖像写真に裸の胸部のイラストを合成した画像を用いた記事を掲載した雑誌を出版、販売したことに対し、Xらが、パブリシティ権並びに人格権を侵害するとして、Y社に対し雑誌の印刷及び販売の差止め等を求めた事案である。裁判所は、本件写真の利用行為は、専ら原告らの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものではないこと等から、パブリシティ権侵害は認められないとした。一方、肖像権侵害については「本件記事は、一見しただけで原告ら女性芸能人の肖像に裸の胸部のイラストを合成したものであると判別できるようなものではなく、少なくとも第一印象として原告ら女性芸能人が自らの乳房を露出しているかのような誤解や印象を読者に生じさせる可能性があるものである。このような表現行為が、肖像を無断で利用された女性に強い羞恥心や不快感を抱かせ、その自尊心を傷付けるものであることは明らかである。」として肖像権侵害を認めた。
22	○	×	知財高判平成27年8月5日（LLI／DB　判例秘書登載）	21事件の控訴審判決である。 本判決は原判決と同様、パブリシティ権侵害は否定したが、肖像権侵害については原判決と同様「本件記事における表現の内容は、その肖像を無断で使用された女性にとっては、自らの乳房や裸体が読者の露骨な想像（妄想）の対象となるという点において、強い羞恥心や不快感を抱かせ、その自尊心を傷付けられるものであるということができる。さらに、本件記事は、肖像写真に乳房のイラストを合成した画像だけでなく、1審原告らの芸能活動に関係する性的な表現を含むコメントや、露骨な性的関心事を評価項目とするレーダーチャートが付されており、これらによって読者の1審原告らに対する性的な関心を煽り、1審原告らに羞恥心や不快感を抱かせるものであるということができる。以上によれば、本件記事は、社会通念上受忍すべき限度を超えて1審原告らの名誉感情を不当に侵害するものであるとともに、受忍限度を超えた肖像等の使用に当たるというべきである。」として侵害を認めた。

23	○	×	東京地判平成28年1月29日（LLI／DB　判例秘書登載）	原告の名誉を毀損する内容のウェブサイト上の記事において、原告の写真（本件写真）が掲載されているサイトへのリンクを貼る行為が原告の肖像権を侵害するかが争われた事案。当該リンク先の原告の写真は、原告の容貌及び上半身の写真の目元にモザイク処理を施し、「少女買春常習犯」との文字を付したものであった。判決は、肖像権侵害の判断基準について述べたうえで「本件写真は、原告の容貌及び上半身の写真の目元にモザイク処理を施し、「少女買春常習犯」との文字を付したものである。それゆえ、本件写真は、原告があたかも児童買春という犯罪を常習的に行っているかのような印象を与えるものであり、そのような原告の容貌が撮影された写真の公表の態様に鑑みれば、原告の人格的利益の侵害は社会生活上受忍の限度を超えるものといえるから、この写真を公表した行為は、不法行為法上違法であるといえる。それゆえ、同写真へのリンクを掲載した本件記事は、同写真へのアクセスを容易にすることにより、上記違法な行為による原告の人格的利益の侵害を拡大させる点で、原告の権利を侵害するものと認められる。」としてリンクを貼る行為による肖像権侵害を認めた。
24	×	×	東京地判平成28年2月5日（LLI／DB　判例秘書登載）	氏名不詳者がインターネット掲示板に、原告らの容ぼうを撮影した写真に関するリンク先が掲載されたことから、同リンク先の掲載行為により原告の肖像権が侵害されたかが争われた事案である。なお、当該写真は、道路上を歩く原告を無断で撮影したものであった。裁判所は、リンクの設定行為によって当該写真が掲載情報の一部として取り込まれているとしたうえで、「何人も、その承諾なく自己の容貌・姿態をみだりに撮影され、これを公表されないという法的利益を有するところ、原告らは、本件画像を撮影・公表することを承諾したことはない旨明言しているのであるから、本件情報の発信によって、原告らの同法的利益が違法に侵害されたというべきである。なお、本件画像は、道路という公共の場を歩行する姿を撮影しており、不特定多数の者の目に触れる状況を撮影したものではあるが、そのことをもって、私人である原告らの容貌等を承諾なく撮影・公表することによる違法性が否定されるものではない。また、証拠によれば、原告らの容貌は第一東京弁護士会会報を通じて公表されているが、同会報による原告らの写真は、会員への紹介目的で使用されるものであって、その他の目的での使用を予定していない上、同会報は広く一般に流通しているものではないことに照らすと、原告らの写真が同会報に掲載されていることをもって、原告らの容貌等が広く一般に知られているとはいえず、本件情報発信の違法性を否定する理由とはならない。」として、同リンクの設定行為による肖像権侵害を認めた。

25	○	×	新潟地判平成28年9月30日（判例時報2338号86頁）	原告（事件当時1歳の女児）が、氏名不詳者が原告の画像（当該画像は原告の母親が撮影し、母親が自らのツイッターアカウントにおいて投稿したものである）を添付してツイッターに投稿した記事（本件記事）が原告の肖像権を侵害するかが争われた事案。「本件記事」は、自分の孫である「C」が、本件発信者が反対したし、「C」も泣いて帰りたがっていたのに、「C」の母親（本件発信者の「嫁」）がデモに連れて行ったため、熱中症で死亡したとの記事であり、かなり広範囲の者に閲覧された。裁判所は、法廷写真最高裁判決を引用したうえで、大要「何人も自己の容貌や姿態を撮影されたり、公表されない利益を有しているのだから、原告の承諾を得ないで、本件記事に添付して本件画像をツイッターで公開することは、原告の肖像権を侵害するとみるのが相当である。」「被告は、本件画像はすでにウェブサービスで公開されていたのであるから、本件記事に添付して本件画像を公開することは、原告の肖像権を侵害するものではないと主張する。しかし、人格価値を表し、人格と密接に結びついた肖像の利用は、被撮影者の意思に委ねられるべきであり、ウェブサービスで本件画像が公開されていたからといって、このことから直ちにその方法に限定なく本件画像を公開できるとか、本件画像の公開について被撮影者である原告が包括的ないし黙示的に承諾していたとみることはできない。本件画像を添付した本件記事は、閲覧者をして、本件画像の被撮影者が本件発信者の孫である「C」であって、「C」はデモに連れて行かれて熱中症で死亡したと想起させるものであり、一般人であれば、自分の画像を死亡した他人として公開されることを包括的ないし黙示的に承諾するとは考え難い。このことは本件画像を公開した本件発信者においても容易に認識できたはずである。したがって、本件画像がすでにウェブサービスで公開されていたことを根拠とする被告の主張は採用できない。」として肖像権侵害を認めた。
26	○	○	東京地判平成29年4月11日（LLI／DB　判例秘書登載）	被告発行の月刊誌に掲載された本件記事及び原告の顔写真（本件顔写真）の掲載により、原告が、名誉を毀損、名誉感情、プライバシー、人格的利益、肖像権を侵害されたとして各不法行為の賠償と謝罪広告の掲載を求めた事案である。裁判所は、肖像権侵害について大要「本件記事は目的が不当とは言えないこと、原告の顔を含む写真は、これまで、原告会社のパンフレットや複数の週刊誌に掲載されており原告の顔写真が全く公表されていないものではなかったこと、本件顔写真は、原告の笑顔とスーツを着用した肩や胸部の一部分と、オフィスの一室を思わせる背景が写されているのみで、私生活をうかがわせるようなものは写っておらず、秘密裏に撮影された様子もうかがえないこと、本件顔写真に写っている原告は、本件雑誌発行当時の近影ではなく、相当以前の姿であることといった事情も総合すれば、原告主張のセキュリティ上の問題等を考慮しても、本件顔写真の掲載による不利益は、原告が受忍すべき限度を超えるものではないと認めらない」として肖像権侵害を認めなかった。

27	○	×	大阪地判平成29年8月30日（判例タイムズ1445号202頁）	インターネット上の掲示板において、原告の顔写真やアカウント名を利用して原告になりすまし、第三者に対する中傷等を行ったことについて、名誉権及び肖像権の侵害が問題となった事案である。本件で利用された原告顔写真は、原告本人が数年前にプロフィール画像として設定した写真であった。裁判所は、法廷写真最高裁判決を引用したうえで大要「被告は、原告の顔写真を本件アカウントのプロフィール画像として使用し、原告の社会的評価を低下させるような投稿を行ったことが認められ、被告による原告の肖像の使用について、その目的に正当性を認めることはできない。そして、被告が、原告の社会的評価を低下させる投稿をするために原告の肖像を使用するとともに、「わたしの顔どうですか？w」「こんな顔でHさんを罵っていました。ごめんなさい」などと投稿したことは、原告を侮辱し、原告の肖像権に結びつけられた利益のうち名誉感情に関する利益を侵害したと認めるのが相当である。そうすると、被告による原告の肖像の使用は、その目的や原告に生じた不利益等に照らし、社会生活上受忍すべき限度を超えて、原告の肖像権を違法に侵害したものと認められる。」として肖像権侵害を認めた。
28	○	×	東京地判平成29年9月7日（LLI／DB　判例秘書登載）	クラブのホステスとして稼働する原告について、インターネット掲示板上に名誉毀損的な記事が掲載され、同時に原告の写真が掲載されたことについて名誉毀損、肖像権侵害が成立するかが争われた事案である。掲載された原告の写真は、原告自身がInstagramにアップロードした写真であった。 裁判所は記事の一部分（「原告が過去に芸能人であるCの夫と肉体関係を持った」という部分）について名誉毀損の成立を認めたうえで、原告写真の利用行為について大要「本件記事は、Cの夫と不倫した原告の風ぼうを特定する趣旨で、原告がインスタグラムの自身のウェブページにアップロードした、自身の写真および文章を本件スレッドに無断で転載（引用）するものである。原告の上記ウェブページは、少なくとも123名によって閲覧されたものであり、原告の写真はある程度公開されるに至っているが、不倫等をした者が原告であると特定する趣旨で自身の写真を転載（引用）することまで想定して、原告が自身の写真をアップロードしたものとはいえず、原告が肖像権を放棄したとか、上記転載（引用）を黙示に承諾したなどとは到底いうことができない。そうすると、本件記事が原告の肖像権を侵害することは明白であるというべきである。」として肖像権侵害を認めた。

29	○	×	東京地判平成30年2月19日（LLI／DB　判例秘書登載）	氏名不詳者がSNSに「原告が写った写真を横に破いたうえでその破いた写真を撮影した画像」（本件各画像）を投稿した行為が原告の肖像権を侵害するかが争われた事案である。 裁判所は法廷写真最高裁判決を引用したうえで大要「本件各画像は、いずれも原告の顔が写った写真を中央付近から殊更横に破いた上、その状態を撮影して作成したものであるところ、このような態様で個人の写真を公表する行為は、通常当該個人の心情を害するものであり、社会通念上相当とはいえない。また、本件アカウントに投稿された本件各画像以外の画像には、原告の顔が写った写真をあえて汚損して撮影したものが見られるなど、本件アカウントへの投稿からは、全体を通じて投稿者の原告に対する害意がうかがえることに加えて、原告が、このような態様で原告の写真を使用して公表することを許諾していないことからすると、本件各画像をSNSに投稿して公表する行為が、原告において社会生活上受忍すべき限度を超えるものであることは明らかである。」として肖像権侵害を認めた。
30	○	○	東京地判平成30年4月23日（LLI／DB　判例秘書登載）	被告がウェブサイトに投稿した記事及び原告の写真が、原告の名誉権及び肖像権を侵害したとして損害賠償を求めた事案である。原告の写真は10名前後の者が会合らしきものを行っているそばでマスクをした原告を含む男性3名が立っている様子が撮影された写真であり、原告自身がSNSに投稿したものである。 裁判所は記事の一部について名誉毀損を認めたが、原告の写真掲載については「本件写真は、原告がフェイスブック上で公開しているものであることに加え、原告とされる人物は小さく写っているにすぎず、顔の下半分はマスクで隠されていることが認められ、これを見た一般読者が原告であると判別できるかも疑問である。また、本件写真説明の内容も、静岡県・市の会合の存在に疑問を呈しているものにすぎず、原告が主張するように、原告があたかも犯罪者ないしこれに類する不審な人物であるかのごとき印象を作出するものとまではいえないから、原告の社会的評価を低下させるものとは認められない。」として、写真掲載による名誉毀損・肖像権侵害を認めなかった。

31	○	○	東京地判平成31年1月25日（LLI／DB　判例秘書登載）	本件は、遠隔診療に従事している医師である原告が、遠隔診療を可能にするスマートフォン向けアプリケーションを提供している被告に対し、原告の肖像が掲載された新聞記事を被告が広告用ポスターに使用して複数の医療機関に配布したことが原告のパブリシティ権・肖像権を侵害するとして損害賠償等を求めた事案である。 裁判所は肖像権侵害について「その経緯、使用目的、使用態様、原告の受ける不利益の程度等を総合考慮して、その侵害が社会生活上受忍の限度を超えるか否かに基づいて判断することが相当である。」としたうえで大要「本件ポスターは、日本経済新聞の記事をその発行元の承諾を得て、出典を明記して転載したものであること、本件ポスターは、その記載に照らすと、遠隔診療の利便性を強調し、患者等に遠隔診療の利用を推奨することを目的とするものであると認められ、被告が本件ポスターに本件記事を掲載した理由は、遠隔診療の現状、利便性、遠隔診療の実際の流れや受診方法、遠隔診療に適する疾患、今後の課題などについて患者等に情報を提供し、その理解を得るためであること、本件ポスターにおける本件写真の掲載態様は、前記のとおり、本件記事をそのまま転載しているにすぎず、本件記事に掲載された本件写真の大きさを改変したり、本件記事中の原告又は原告医院に関する記載内容に変更を加えているものではないこと、さらに、原告が本件記事の掲載については事前に承諾していることからすると、本件ポスターに掲載された本件記事の内容自体は原告の意に反するものではなく、その内容を見ても、原告及び原告医院が遠隔診療に積極的に取り組んでいることを紹介するものであり、原告又は原告医院に不利益を及ぼす内容は含まれていないことから、本件写真の掲載による原告の人格的利益が侵害される程度が社会生活上の受忍限度を超えるということはできない。」として肖像権侵害を認めなかった。